

第 3 号

(12月5日)

令和6年 熊本県議会11月定例会会議録

第3号

令和6年12月5日（木曜日）

議事日程 第3号

令和6年12月5日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

出席議員氏名（49人）

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 嶋 ミ カ さん
立 山 大二郎 君
斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君

中 村 亮 彦 君
高 島 和 男 君
末 松 直 洋 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
山 口 裕 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
鎌 田 聡 君
瀧 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君
溝 口 幸 治 君
池 田 和 貴 君
吉 永 和 世 君
松 田 三 郎 君
藤 川 隆 夫 君
岩 下 栄 一 君
前 川 收 君

欠席議員氏名（なし）

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木 村 敬 君
副 知 事 竹 内 信 義 君
副 知 事 亀 崎 直 隆 君
知 事 公 室 長 内 田 清 之 君
総 務 部 長 小 金 丸 健 君
企 画 振 興 部 長 富 永 隼 行 君
理 事 阪 本 清 貴 君
理 事 府 高 隆 君
健 康 福 祉 部 長 下 山 薫 さん
環 境 生 活 部 長 小 原 雅 之 君
商 工 労 働 部 長 上 田 哲 也 君
観 光 文 化 部 長 倉 光 麻 里 子 さん
農 林 水 産 部 長 千 田 真 寿 君
食 の み や こ 辻 井 翔 太 君
推 進 局 長
土 木 部 長 宮 島 哲 哉 君
会 計 管 理 者 川 元 敦 司 君
企 業 局 長 深 川 元 樹 君
病 院 事 業 者 平 井 宏 英 君
管 理 者
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君
人 事 委 員 会 城 内 智 昭 君
事 務 局 長
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
事 務 局 次 長 本 田 敦 美
兼 総 務 課 長
議 事 課 長 富 田 博 英
議 事 課 長 補 佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○副議長（高木健次君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長（高木健次君） 日程に従いまして、日程

第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

高井千歳さん。

〔高井千歳さん登壇〕（拍手）

○高井千歳さん 皆様、おはようございます。熊本市第一選挙区選出・参政党の高井千歳です。本日、一般質問の機会をいただきました先輩議員、同僚議員の皆様には心より感謝を申し上げます。また、ふだんより熊本のために御尽力いただいております知事はじめ職員の皆様方には感謝と敬意を表しつつ、精いっぱい質問をさせていただきます。

なお、昨日本田議員が質問されましたが、偶然にも同じようなテーマが幾つかございました。切り口が違う部分もございますが、多様な意見があるからこそ健全な議会だと捉えていただき、御理解いただけますと幸いです。

それでは、早速質問に移させていただきます。

まず、子供たちの1人1台端末について伺います。

国がGIGAスクール構想を進め、コロナ禍の2020年から、教育現場にiPadなどのデジタルデバイスが浸透、小中学生の1人1台端末は当たり前になりました。

2019年に計上したGIGAスクール構想の国の予算は、1人1台端末の整備に約2,800億円、その他通信整備なども含め、総額約4,800億円ほどでした。

それから約5年、今、小中学生の1人1台端末の更新時期を迎えており、基準額は、1台5.5万円、国全体で約2,600億円を拠出する時期を迎えています。

本県でも、令和6年度当初予算において、国の基金からではありますが、県内の市町村立学校の1人1台端末更新費約26億円が計上されました。

GIGAスクール構想は国の事業です。しか

し、県としても、小中学校においてさらなるICTの活用を進めています。

第4期熊本県教育振興基本計画でも、1人1台端末を授業でほぼ毎日活用している学校の割合を、小中高校で100%となることを目標に掲げられると伺っております。

ですが、OECDが2012年に行ったICTと学力の調査によると、教育におけるICT利用と数学や読解力の得点との間には、弱いか、時には負の関連性しかないという結果が出ています。

この結果の原因について、OECDの教育局長は、次のように述べています。

一つの解釈として、高次の思考を育てるには、教員と生徒との緊密なやり取りが必要だが、しばしテクノロジーはそのような人間の関わりを阻害すると考えられる、もう一つは、19世紀の学校組織による20世紀の教育実践に21世紀のテクノロジーを加えるだけでは、テクノロジーを最大限に活用した教育は実現できないということであると述べています。

つまり、紙の教科書をただ単にデジタルに置き換えたり、従来の宿題をただ単にデジタルに置き換えるなど、デジタル機器の活用そのものが目的化されてしまうと、結果的に効果が上がらないということです。

スウェーデンでは、国を挙げて教育の超デジタル化を推進し、2010年から1人1台端末を進め、デジタル教科書に完全移行をしていました。

しかし、現在、逆の流れが生まれています。2023年8月の新学期からは、印刷された書籍に新たな重点を置き、ICTを活用する時間を減らしています。

この政策転換には、スウェーデン最大の教育機関であるカロリンスカ研究所の「デジタルツールが生徒の学習を向上させるのではなく、むしろ妨

げる」という声明が大きく影響をしています。

声明では、デジタルメディアが生徒に利益をもたらすのではなく、害を及ぼすことに疑いの余地はない、画面上で読んだ内容の読解力と記憶力は30%以下に低下し、インターネットで資料を検索する生徒は、従来の教科書よりも明らかに劣ると主張しています。

もちろん、従来の学習方法ではなく、子供たちが課題を見つけ、自ら調べ、まとめて発表するなどの主体的な学びや探求型の学びにおいては、デジタルデバイスは成果を上げている事例もあるようです。

しかし、現状では、家庭や教育現場から様々な声が聞こえてくるのも事実です。

例えば、書くことが減ったため、子供たちが字を覚えにくくなったや、子供たちが考えることを面倒くさがるようになった気がする、生活リズムへの影響、デジタルデバイスの家庭での指導が難しい、視力や心理面に対する影響が不安などです。

これからの時代、デジタルを避けて通るわけにはいきません。しかし、子供たちのデジタル活用には、健康、特に目やメンタルヘルス、体内時計への影響、ネット依存やゲーム依存のリスクなどもあります。

令和5年のこども家庭庁の調査によると、インターネットを利用すると回答した青少年の利用内容の内訳は、高校生で「勉強をする」は78%に対し、「動画を見る」は95%、「音楽を聴く」は93%でした。中学生では、「勉強をする」は73%に対し、「動画を見る」は94%、「ゲームをする」は87%。小学生では、「勉強をする」は67%に対し、「動画を見る」は90%、「ゲームをする」は87%で、小中高いずれも、勉強よりもゲームや動画を見るという利用内容のほうが高い結果にありまし

た。

また、インターネットを利用する平均利用時間は、前年度と比べ増加傾向にあり、高校生は約6時間14分、中学生は約4時間42分、10歳以上の小学生は約3時間46分で、目的ごとの平均利用時間は、趣味、娯楽が最も多く、約2時間57分でした。

もちろん、趣味や娯楽に使ってはいけないということではありません。しかし、学習の妨げになったり、生活リズムへの影響が出てくるデメリットもはらんでいます。

GIGAスクール構想は国の事業です。しかし、県でも教育現場でのさらなるデジタル化を進め、さらに今後進めていく以上は、どのように現場や家庭の声を収集していくのか、また、家庭での使い方をどのように指導しておられるのか、教育長に伺います。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 県教育委員会におきましては、国のGIGAスクール構想を踏まえて、1人1台端末などのICTを活用した学校づくりを推進するため、学校教育情報化推進基本方針を策定するとともに、児童生徒の情報を活用する能力の育成や端末を活用した授業づくりなどに取り組んでいます。

まず、デジタル化推進に当たっての教育現場等からの意見聴取についてお答えいたします。

現在、学校教育情報化推進基本方針を改定した第2期計画の策定作業に取り組んでおり、学校教育の情報化の推進に係る課題を踏まえた今後の方向性や具体的な施策について検討を重ねています。

策定に当たっては、各校長会、PTA団体等で構成される外部有識者会議からの意見をいただくとともに、今後、パブリックコメントを実施し、

広く県民の意見を聴くこととしています。

また、ICT活用に関して、学校を訪問し、教職員との意見交換を通じ、成果と課題の両面について、児童生徒の声も含めた意見を聴きながら授業の改善に生かしています。

次に、家庭での使い方の指導についてお答えいたします。

デジタル化を推進していく上で、デジタル機器を長時間利用した場合の児童生徒の健康面への影響等が懸念されています。

そのため、県教育委員会では、児童生徒や保護者向けに、家庭における端末の利用時間に関するルールづくりなどに関するリーフレットを作成し、周知を行っています。

また、インターネットや端末の安全利用に関わる情報モラル教育の向上を図るため、出前講座や中学校新入学生の保護者向けの講話などを実施し、家庭への啓発にも取り組んでいます。

さらに、来月には、全ての県立学校及び市町村立学校を対象とした情報モラル教育に関する研修会を実施することとしています。

引き続き、学校現場の課題やニーズを適切に把握するとともに、情報モラル教育の向上を図りながら、教育情報化の取組を推進してまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 教育長に御答弁をいただきました。

今後、様々な機会を通じて、意見の収集や情報モラルの啓発を行っていかれるとのことでした。

お酒は飲んでものまれるわけではありませんが、同様に、デジタル機器も使いこなせる人間を育成すべきで、デジタルに使われる人間になってはいけないと思います。私たち大人でも、自らを律しつつ使うというのは難しいことです。子供たちはなおさらだと思います。

これはあくまでも可能性の話ですが、私は、子供たちの不登校の増加とデジタル機器というのは無関係ではないような気がしています。

以前、不登校対策の取組をされている株式会社の方のお話を伺ったことがあります。その会社では、約3週間で子供たちが自ら再登校するというのを目標とされていますが、約80%の子供たちが再登校できるようになると、そういったプログラムをされている会社です。

その際、何をするかといいますと、1つは、親子の関係を見直すということ、そしてもう一つは、デジタルデバイス断ちをさせるということでした。やはり夜中までデジタル機器を使ってしまい、朝起きれずに不登校になるケースも多くなっているということでした。

技術の革新は素晴らしいことですが、一方で、この急速なデジタル化は、人間がかつて直面したことのない環境でもあります。

大人への影響は少ないと思われますが、子供たちは脳の発達の感受性期であり、やはり人と人との関わりや自然体験、その他様々な経験こそが、子供たちの前頭前野の発達、人間の土台を形成する時期においては、最も大切な時期であるということをお私たちが大人は忘れてはならないと思います。

デジタル機器を使うことだけを目的とするのではなく、うまくどう活用するかということに引き続き重きを置いていただいて取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、農業と産業の均衡ある発展のための慎重な農振除外や農地転用について伺います。

半導体工場進出に伴い、周辺も含め164ヘクタールの農地が工業用地や宅地に転用されています。この農地減少は、地域の畜産業や農業全般に

深刻な影響を及ぼしており、特に飼料用トウモロコシなどの作付に支障を来し、畜産、酪農の生産基盤が今後さらに縮小する可能性があります。

また、農地の減少は、循環型農業の実施を困難にし、畜産農家の約3割が排せつ物や堆肥の処理について懸念を抱いているため、家畜排せつ物の適正な処理や利用を含む具体策取りまとめのための調査に関する予算が、今11月定例議会でも示されています。

今年8月29日、本県は、半導体関連企業の進出により減少している農業用地について、代替地を早急に確保するため、農地整備に必要な手続の簡略化や関連施設整備の補助率引上げなどを国に要望しました。しかし、新たな農地の整備には多額の費用と自然の開発等を伴います。

そもそも、半導体工場が進出する際、農業振興地域における農用地区域における農地転用が慎重に行われたのかは疑問が残るところです。

もともとJAS第1工場の農地は、農振法においては農用地区域、農地法においては甲種農地及び第1種農地でした。また、第2工場においては、農振法においては同じく農用地区域、農地法においては第1種農地であり、原則として農地転用はできない土地でした。

この例外的な農地転用には、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、いわゆる農村産業法が適用されていますが、平成9年につくられた熊本県農村地域工業等導入基本計画によりますと、「工業等導入地区の設定に当たっては、国土資源の合理的利用の見地に立つとともに集团的優良農用地の保全の観点から、農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づき市町村が定めた」「農用地利用計画において農用地区域としている区域に設定しないものとする。ただし、土地の地形及び広がり等から工業等導入地区を農用地区域

外の区域に設定することが困難であり、かつ、工業等導入地区の設定に伴う農用地利用計画の変更が将来的に農用地利用に支障を及ぼさないと認められた場合は、当該農用地利用計画の変更により対処することもやむを得ないものとする。」とあります。

この農村産業法というものは、農業と工業等の均衡ある発展と雇用構造の高度化に資することを目的として制定されたはずで、先ほど申し上げたとおり、「工業等導入地区の設定に伴う農用地利用計画の変更が将来的に農用地利用に支障を及ぼさないと認められた場合は、」「やむを得ないものとする。」と書いてあります。しかし、現状を見ますと、周囲の農業への影響は大きなものがあります。

冒頭で述べたとおり、周辺も含め164ヘクタールもの農地が工業用地や宅地に転用されており、農地減少は、地域の畜産業や農業全般に深刻な影響を及ぼしています。

県が関係機関と合同で実施した農業者へのニーズ調査では、聞き取りを行った100戸の農家のうち42戸の方が代替農地を望まれているそうですが、マッチングの成立に向けてはまだ調整中と伺っています。

周辺の農地転用も進んでおり、農地所有者の転用期待も高まっています。今のままでは、産業と農業の均衡ある発展とは言えない状況であり、今後の農振除外や農地転用は慎重に運用すべきだと考えますが、県のお考えを農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 県では、農業振興と企業進出の両立を目指すため、農地の集団化や農業の効率化に支障がないよう、企業や住宅を農地の基盤整備が行われていない区域に集約、誘導

することとしています。

議員御紹介の農村産業法を活用して、産業を導入すべき区域を設定する場合、同法に基づく県の基本計画では、原則、広い優良農地、いわゆる集団的農用地を保全する観点から、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づく農用地区域には設定しないこととしています。

しかし、農用地区域外、農用地区域の外への設定が困難であり、かつ将来的に農用地利用に支障を及ぼさないと認められた場合、具体的には、都市計画法に基づく市街化区域または用途地域など農用地区域外での開発を優先すること、周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること、面的整備を実施した農用地を含めないことなど、5つの要件を全て満たす場合に、例外として設定を認めています。

また、市町村において、農村産業法に基づく実施計画を策定した場合、農振法に基づく農用地区域からの除外への同意及び農地法に基づく農地転用の許可について、特例の適用が可能となります。

同実施計画の策定に当たっては、土地利用に関する調整の状況や農業従事者等の意向、導入産業の計画の実現性、事業の継続性の確認が求められています。

加えて、同実施計画では、農業従事者の安定した就業機会の確保に資すること、産業を導入した場合に、農地や担い手等農業構造の改善が図られると認められること及び農地保有の合理化が図られると見込まれることが満たすべき要件とされています。

県では、同実施計画が国の基本方針や県の基本計画に適合しているのかを十分に確認し、同意の是非を判断しているところです。

今後も、法制度にのっとって、必要な手続を適

切に行ってまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 農林水産部長に御答弁いただきました。

先ほども申したとおり、この農村産業法というのは、農業と工業の均衡ある発展のための法律であり、また、農林水産部長の御答弁にもあったように、農業構造の改善や農地の合理化が図られると見込まれることが満たすべき要件となっているとのことでした。

しかし、農地の集積という観点で、令和5年、令和6年に変更された菊陽町の農村産業法実施計画を見てみますと、令和5年と令和6年の認定農業者等への農地の集積率の目標値は全く変わっておりません。むしろ、令和元年に計画変更されたときの目標集積率の70%の目標を下回っています。農業構造の改善が図られるための法律にもかかわらず、それが達成できていないということではないでしょうか。

高齢化や後継者不足により、このまま農家を続けるよりも農地を売ってしまったほうが楽だというお声があることも承知しております。しかしながら、当たり前ですが、一度失われた農地を取り戻すことはできません。

また、代替農地を見つけたいと思っていらっしゃる42戸の農家の方々が、マッチング成立を待たずして、諦めて農家をやめてしまわれることのないよう、一日も早い御対応と御配慮をお願い申し上げます。

次に、熊本地域地下水総合保全管理計画の策定について伺います。

先日の新聞報道で、県は、11月14日、「熊本地域の地下水量の将来予測を本年度中に公表する」との報道がありました。

これは、TSMCをはじめとする半導体関連企

業の集積や農地の減少に伴う涵養量の減少、取水量の増加といった近年の地下水を取り巻く環境変化を踏まえた将来予測になります。

将来予測では、自然涵養と人工涵養を合わせた流入量から、地下水の採取量、湧水量といった流出量を差し引いた1年ごとの水収支が示される予定と聞いています。

その水収支は、今年度が最終年度となる熊本地域地下水総合保全管理計画の新たな策定と環境基本計画の見直しに生かされると理解しています。

ところで、本計画の次期計画策定の検討に当たって、その理念及び策定の手続に関して踏まえるべき関係法令として、水循環基本法というものがあります。

同法第3条第2項では「水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。」とされています。

また、第16条第2項では「国及び地方公共団体は、流域の管理に関する施策に地域の住民の意見が反映されるように、必要な措置を講ずるものとする。」とされています。

水循環基本法に基づいて本年8月に閣議決定された水循環基本計画では「流域水循環計画の策定に当たって、行政、有識者、事業者、団体、住民等の関係者の様々な意見を調整し、反映するよう努めるものとする。」とされています。「また、住民等の意見が反映されるよう、住民代表の流域水循環協議会への参画、アンケートの実施、シンポジウムの開催その他の住民等の参画に必要な措置を地域の実情に応じて講ずるよう努めるものとする。」として、計画策定段階での住民参加の重要性が述べられています。

熊本県民の宝として長年育まれてきた地下水は、これからも、地域住民参加の下で、後世に引き継がれるべき共有の財産であると認識しています。

これまでの計画とは違い、現在急激な地下水需要が高まり、県民の不安が高まる中での計画策定です。たとえ計画策定の主体が行政であったとしても、県民は、策定された計画の目標達成のための行動計画の実践者として、その一翼を担い、責任を負うことになります。

次期地下水総合保全計画が、この先何年間を見据えて立てられるのか、まだ不明ということですが、前回の計画は16年間のものでした。

このように、住民生活に直結する重要な地下水の保全計画策定に当たり、住民の意見を反映するためにどのように取り組まれる予定でしょうか。環境生活部長にお尋ねいたします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長（小原雅之君） 熊本地域地下水総合保全管理計画の次期計画策定の考え方についてお答えいたします。

この計画は、熊本地域における地下水保全対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成20年度に、当時の熊本地域14市町村と県が共同で策定したものでございます。

大手半導体関連企業の進出以降、熊本の地下水を取り巻く環境は大きく変動しており、今後の見通しを踏まえて次期計画を策定する必要がございます。

また、最近では、SNS等により様々な情報が発信されていることから、県民の皆様にも過剰な不安を与えないためにも、科学的かつ客観的データに基づき判断していくこと、そして情報発信していくことが重要と考えています。

そこで、熊本大学等との連携により構築したシ

ミュレーションモデルを活用し、大規模取水や農地等の減少による影響の評価を行っております。

現在は、次期計画の策定に向け、データの集積を行うとともに、長期的視点に立った将来像などについて、関係市町村と協議を行っているところです。

計画の策定に向けた検討に当たっては、住民等の意見が反映されるよう、地域住民や事業者の皆様の声をより身近で把握している市町村としっかりと連携して進めてまいります。

本県の地下水は、熊本都市圏100万人の生活と産業を支える熊本の宝です。地域住民、事業者、行政それぞれが当事者意識を持ち、地下水を大切にす機運の醸成につながるよう、今後とも県と関係市町村が連携しながら、様々な取組を推進してまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 環境生活部長に御答弁いただきました。

私も、県民の方々に過剰な不安を与えないため、県からの適切な情報発信が必要だと感じております。しかしながら、行政任せにしているても大丈夫なのだろうかという方々の気持ちも少し理解できます。

なぜかと申しますと、1つ例を挙げますと、県が行う公共事業に当たって実施される公共事業事前評価における地下水の水量及び水質に関する影響のチェックというものがありますが、特定公共下水道事業に関して令和6年1月に作成された事前評価表では、水資源への配慮の項目のうち、水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当していないかに関して、該当なしとの判断がなされています。このように、事態の捉え方が少し甘いのではないかと感じざるを得ない部分もあるからです。

今後、地下水の需要はますます増大しますが、一方で、地下水保全地域における面的開発が進み、涵養地の減少はますます進むことは明かです。

加藤清正公が、私たちに400年の時を超えて熊本の豊かな地下水を残してくださったように、私たちも、数百年後も確実に熊本の地下水をつないでいけるようにしなければなりません。

そのためにも、やはり責任ある計画を立てていただきますようお願いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、災害に備えた再エネ施設の対応について伺います。

国は、2050年カーボンニュートラル、2030年度の温室効果ガス46%削減の実現を目標とし、今後10年間で官民合わせて150兆円を超える脱炭素投資を進めることとしています。

また、現在、本県においても、第2次熊本県総合エネルギー計画に基づき、再生可能エネルギー、省エネルギーの促進が行われています。

私たちの暮らしに欠かせないエネルギーを考える上で重要なのは、電力の安定性、安全性、経済性、環境調和性が極大化するように、エネルギーのベストミックスバランスを追求することだと思います。

今年1月1日に発生した能登半島地震では、再生可能エネルギーインフラに深刻な被害をもたらしました。

地震により、少なくとも19か所の太陽光発電施設が破損または崩落。特に、穴水町由比ヶ丘地区では、斜面に設置された数百平方メートルの太陽光パネルが地盤とともに崩落し、町道を塞ぎました。この事故は、震度6強を観測した際に発生し、撤去作業が終わるまで車両の通行ができない状態が続いたそうです。

また、破損したパネルは、感電や発火の危険性を伴い、事業者からの報告が不十分なため、国は被害の全容を把握できていない状況です。直後に転売したため、現在の状況は不明と述べている事業者もいるとのことで、責任の所在も不透明です。

また、風力発電施設についても深刻な被害が報告されています。能登半島地震によって、73基の風力発電機全てが停止し、そのうち数機でブレードが折れ曲がったり落下したりする事態が発生しました。特に、珠洲第2風力発電所では、ブレードがタワーの真上で折れ曲がる破損もあったということです。

調査によりますと、風力発電施設は、地震に対して非常に脆弱であり、一旦壊れると周囲に危険を及ぼす可能性があります。特に、大型化する風車では、ブレードの長さが100メートルを超えるものもあり、その落下や飛散による危険性が懸念されています。

熊本地震を経験している本県としては、やはり地震が起こった際の対策などもしっかりと立てておく必要があると思います。

また、地震だけでなく、火災の際も注意が必要です。

令和元年9月、台風15号が千葉県を襲った際には、千葉縣市原市にあるダムの上メガソーラーが破損し、火災が発生しました。

この水上メガソーラーは、5万枚の太陽光パネルが使用され、面積はおよそ18ヘクタールと、水上ソーラーとしては国内で最大規模だったようですが、未明に台風15号が千葉県を通過した影響により、太陽光パネルがめくれ上がり、火災が発生したということです。

一般的に、太陽光発電所は、稼働を停止しても太陽光パネルに日が当たると電流が発生するた

め、損壊による漏電などで発火する可能性があります。太陽電池モジュールが発電し続けることがあります。

また、太陽光パネル火災への放水では、棒状の注水になった場合、消防員が感電するおそれがあるとされ、消防隊員の感電などの事故につながる可能性が十分考えられます。

また、今年4月には、宮城県仙台市にあるメガソーラー発電所で火災が発生し、消防車50台以上、消防隊員、団員200人以上が駆けつけましたが、感電のおそれがあるため、すぐには手が出せず、22時間後の翌日になってようやく鎮火をしたということでした。

また、今年3月、鹿児島県伊佐市では、メガソーラーの蓄電設備が入った建屋が爆発し、消防隊員4人がやけどを負い、重傷者も出ています。

そこで質問です。

地震や台風など、太陽光発電施設では崩落や感電リスクが高まり、風力発電では構造的な脆弱性が露呈しました。また、平時においても火災の発生するおそれもあり、その際には消火が難しいという懸念もあります。

本県においては、災害時における再エネ施設への影響を最小限にするため、平時からどのような対策を取っておられるのか、商工労働部長に伺います。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) 近年、太陽光や風力など、再エネ施設の設置が急速に進み、それに伴い、全国各地で、地震、豪雨や台風等の自然災害の影響による被害が発生しています。

同様の被害の発生を防止するため、経済産業省は、電気事業の所管官庁として、再エネ施設の構造等に係る技術基準を見直すとともに、事業者に対して安全管理の徹底を求めています。

県としても、再エネ施設の被災によって生じる地域への影響を最小限にするため、災害の予防、適切な維持管理等が必要と考えています。

まず、災害の予防については、県では、再エネ施設を適地に誘導することを目的に、昨年9月、ゾーニング図を公表いたしました。この中で、災害の危険度が高い地域への再エネ施設の整備自体が抑制されるよう、急傾斜地や土砂災害警戒区域、保安林などを再エネ施設の設置を控える地域に分類しています。

次に、適切な維持管理については、県では、平成22年度から、メガソーラー施設等に係る県、市町村、事業者による3者協定の締結を推進しています。この協定等を基に、土砂災害防止や火災の予防、環境保全が図られるよう、適切な施設整備や維持管理を促進しているところです。

さらに、これらの協定締結事業者等に対しては、梅雨入りや台風接近時など、災害の危険性が高まる時期に、防災対策の徹底や事故発生時の備えなどの注意喚起を行っております。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、さらなる再エネ導入が求められる中、再エネ施設が地域と共生するためには、自然災害時の不安解消に向けた取組は大変重要です。

引き続き、再エネ施設の適地誘導や、防災や火災の抑制につながる適切な維持管理を徹底し、再エネ導入と環境、景観等の保全が両立できるよう取り組んでまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 商工労働部長に御答弁いただきました。

今回この質問をさせていただきましたのは、先ほど申しましたように、電力というのは、安定性、安全性、経済性、環境調和性が極大化するように、そのベストミックスを模索すべきだと先ほ

ど言いましたけれども、しかしながら、第2次熊本県総合エネルギー計画においても、2030年度の県内電力消費のうち、再生可能エネルギー発電量の割合を50%とする目標を掲げられており、とにかく再エネを増やせばいいというような風潮といえますか、そういったものがあるのではないかと、いうふうに私は感じておりますけれども、では、その目標を達成したら、気温上昇をどのぐらい抑えられるのか、そういったところが少し曖昧ではないかと感じられるからです。

例えば、世界の約3%のCO₂を排出している我が国が、10年で官民合わせて150兆円の投資を行い、2050年までにカーボンニュートラルを達成したとしても、世界の気温上昇を僅か0.006度しか抑えられません。熊本が達成したとしても、残念ながらごく僅かということになります。

だからといって取り組まなくてもいいということをお願いしているわけではありませんが、やはり再エネこそが万能というわけではなく、災害時の破損の危険性や、山の保水力を低下させ、逆に土砂災害の危険性が高まる可能性、また、2039年には約78万トンの大量のパネルが廃棄されることなども多角的に考えておかなければならないと感じております。

御答弁にもあったように、引き続き、防災の観点から、そして地域共生、環境との共生にも十分御配慮をお願いいたしまして、最後の質問に移らせていただきます。

最後に、コロナワクチン被害者救済制度のための情報発信について伺います。

コロナワクチンについて、前回の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、今回もお伺いいたします。

コロナワクチンによる被害者のうち、予防接種健康被害救済制度で認定された方は、全国で

8,432名です。これは、救済制度が始まった1977年から約47年間の認定数3,693件を優に超えていることになります。

スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

こちらは、ワクチンの接種別に、過去47年間の健康被害の認定件数を示したものです。

青い棒グラフは、1977年から過去約47年間のワクチン別の健康被害の認定件数を示したのになります。

そして、右の赤い棒グラフは、2021年以降、現在に至るまでの約3年9か月の間に、新型コロナワクチンによる健康被害で認定を受けた方の認定件数になります。認定を受けられた方々は8,432人、このうちお亡くなりになられた方は、全国で903名いらっしゃいます。

本来であれば、総接種回数をならす必要がありますが、1977年から過去47年間のコロナワクチンを除く全ての接種回数は約10億回、対して、コロナワクチンの総接種回数は約4億回です。コロナワクチンは、過去、ほかのワクチンの接種回数の約半分以下にもかかわらず、コロナワクチンの健康被害は2倍以上認定されていることになります。

また、死亡認定を受けた方に関しては、季節性インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンの接種回数がほぼ同数となるよう、ならして比較すると、新型コロナワクチンによる接種後死亡者数は、従来のインフルエンザワクチンと比較して、約100倍多いことが分かります。

そして、この救済制度に申請するも、まだ審査未了の方は1,357件。申請件数は、毎月全国で200件から300件ほどのペースで増えているようです。

この熊本県においても、申請件数は、前回公表の半年前より12件増加の164件、国の審査会で認

定された件数は、半年前より16件増加の111件となっています。このうち、県内でお亡くなりになった方は14件となっています。そして、今年度に入ってから申請をした県内の13件の方は、全て審査待ちの状態です。

新型コロナワクチン後遺症の会というものがあります。既に1,000名以上の方が在籍されていますが、会がワクチン被害に遭った510名の方に救済制度の申請状況について調査を行ったところ、本当は救済制度に申請したいが、申請そのものが困難で、申請に至っていないというケースが相当多く、約3割程度の方しか申請に至っていないということでした。途中で申請すること自体を諦めたり、それ以前に、体調が悪い中で制度のことを調べることもできない方、申請する予定がない方を合わせると約48%に上るということです。

私も以前、県内在住の方で、コロナワクチン健康被害により歩くことすらできなくなった方にお話を伺いましたが、その方も体調の悪い中で書類を集めて出すことは不可能と判断し、救済制度の申請を諦めましたとおっしゃっていました。

そもそも、この救済制度というものを御存じない方もまだまだいらっしゃいます。

以前、街頭演説を行っていた際、じっと立って聞いてくださっている方がいらっしゃいました。終わってからお話を聞くと、実は、3回目の接種を行った帰りのバスの中でもうろうとなり、その後もいまだに体調が悪く、かかりつけ医に相談しても、単なる加齢ではないかと済まされて困っていますと。そして、コロナ後遺症外来のある病院に行ったら、ここはコロナ後遺症外来であって、ワクチン後遺症外来ではないと、半ば叱責をされたということでした。

また、その方は、コロナワクチン被害が、過去のワクチンと比べ、それほど多いということも初

めて知ったと、救済制度というものがあることすら知らなかったとおっしゃっていました。

私は、この方のように、接種後体調不良を抱えながらも、どのように対応していいか分からない、予防接種健康被害救済制度というものが存在することすら知らない方がいまだにいらっしゃるのではないかと思います。

その理由の一つとして、新型コロナワクチン接種後に生じる疾患や副反応が多岐にわたっている点が挙げられると思います。

スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

こちらは、日本の医学学会で報告されている、国内においてコロナワクチン接種後に急に発症し、学会報告された疾患の一部をまとめたものになります。

心臓、皮膚、目の病気のほか、次の資料をお願いいたします。脳や消化管の病気など、疾患が多岐にわたっていることが分かります。

また、2022年3月に、日本の厚生労働省に当たる米国食品医薬局、FDAが公開したファイザー社のコロナワクチン接種後に生じた有害事象報告は、1,291種類にも上ります。

このように、コロナワクチン接種後の健康被害と一言で言っても、症状や疾患が多岐にわたっているため、病院を受診しても原因が分からないと言われたり、ワクチンの健康被害であると気づいておられない事例もあるのかもしれません。

科学は常に進歩しています。実際に、ポリオを世界から根絶したポリオワクチンなどは、科学の大きな功績だと言えます。

そして、今回のコロナワクチンを接種しても全く健康に影響はなかったという方がほとんどです。しかし、残念ながら、このように全国でも県内でも被害を受けた方が出ています。

ワクチンは、病気を抱えた患者さんに対してで

はなく、健康な人に対して接種するものなので、安全性の基準は桁違いに高く設定されるべきです。

短期的な副反応だけでなく、生殖や世代を超えて遺伝的リスクを含めた長期的リスクもきちんと判断するために、これまでのワクチン開発には10年を費やすというのが製薬業界の常識でした。

しかし、今回のパンデミックでは、約半年で特例承認された人類史上初のメッセンジャーRNAワクチンによって、これまで何不自由なく過ごしてきた方々が健康被害を受けられています。

今回のワクチン接種の健康被害救済制度は国の事業です。しかし、やはり県民の健康に寄り添い、適切な情報を県民に発信していく責任を県も担っていると思います。ですが、本県のホームページを見ても、十分な情報発信を行っているとは言えない状況です。

熊本県は、申請件数などを、半年に一度、報道機関を通じて公表しています。しかし、例えば奈良県では、救済制度の県内での申請件数や認定件数などの進捗状況を常時公開していますし、熊本市や沖縄県、佐賀県のホームページでも行っています。

さらには、奈良県は、予防接種健康被害救済制度の申請に必要な書類の一つである受診証明書の記載方法を示したマニュアルを掲載したり、新型コロナワクチン接種後の副反応対応協力医療機関を掲載しています。

現在、新型コロナワクチンは、65歳以上の方が定期接種になっていますが、今後、健康被害があった場合も踏まえ、適切な情報発信を行っていくべきだと考えます。

そこで質問です。

県民の健康を預かる行政機関として、今後どのように情報発信を行っていくのか、健康福祉

部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 予防接種は、感染症を予防するために重要であり、国において、その有効性、安全性等を確認の上、薬事承認されたワクチンが用いられております。

また、接種後、副反応の疑いがある場合、医療機関からの報告を基に、国において安全性の評価が常に行われるとともに、接種により健康被害が生じた場合には、国が認定、救済するという制度が設けられています。

このため、県としては、県民の皆様にとって必要な正しい情報を発信することがとても重要だと考えています。

これまでも、県では、県民の皆様に対し、新型コロナワクチンを接種するかどうかを判断するための情報として、県のホームページ等で、ワクチンの目的、効果と併せて、副反応のリスクについても発信してきました。

そして、万が一健康被害が発生した場合の救済制度の概要や手続などについても周知するとともに、昨年度からは、認定者数についても、定期的に報道機関を通じた公表を行っています。

また、実際に健康被害の疑いが生じた場合には、まずは接種した医療機関またはかかりつけ医を受診するよう、市町村や県から御案内しているところです。

引き続き、既に発信している情報に加えまして、認定者数や受診の御案内等についても、県のホームページやSNS等を活用した、より分かりやすい情報発信に取り組んでまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 健康福祉部長に御答弁いただきました。

重症化予防と副反応のリスクの両方を理解し

て、本人の意思に基づき接種の判断をしてほしいとのことでした。しかし、そもそも県民に接種するかしないかを判断するだけの適切な情報提供がなされているのか、私は疑問に思っています。

また、前回の一般質問の際も申しましたが、2020年の年始から始まったコロナ禍ですが、コロナ元年の2020年の超過死亡は、戦後初めて減少をしています。しかし、2021年から現在に至るまでは、死者数は毎年増えているのも疑問が残るところです。そして、6回、7回と世界で唯一頻回接種している我が国で、なかなか感染が収まらなかったことにも疑問が残ります。

さて、今年9月、国内製薬メーカーの現役社員の有志たちによって、ある一冊の本が出版されました。

その本のタイトルは「私たちは売りたいくない！」というものです。発売から僅か3か月ほどですが、既に7度の重版を重ねています。

その製薬メーカーは、従来のワクチンも、そしてメッセンジャーRNAタイプのワクチンも製造している会社です。その現役社員たちが、解雇されるかもしれない危険を冒してまで訴えたかった理由、それは、同じ会社の26歳の優秀な仲間を突然メッセンジャーRNAワクチンで失ったことでした。

そこからこの安全性に疑問を持つようになった社員たちが、これだけ被害が出ているにもかかわらず、中止しようとしないう国に疑問を投げ、さらに、自分たちの会社を告発するような異常とも言える事態が起こっています。

先ほどから申しているように、救済制度は国の事業ですが、実際に県内でも被害を受けたりお亡くなりになられていることを考えると、そこに手を差し伸べるのが行政の役割ではないでしょうか。

よく誰一人取り残さないという言葉に耳にします。しかし、果たしてこの状況が、誰一人取り残していない状況と言えるのでしょうか。

ぜひ、健康被害と一言と言っても、人生を台なしにされた方々に少しでも寄り添っていただけるよう、適切な情報の発信をお願いいたします。

以上で通告していた質問が全て終わりました。

今後も、私も県民の皆様の声を代弁していけるよう精進してまいりますので、来年も引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げます。私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（高木健次君） この際、5分間休憩いたします。

午前11時休憩

午前11時10分開議

○副議長（高木健次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住永栄一郎君。

〔住永栄一郎君登壇〕（拍手）

○住永栄一郎君 皆さん、おはようございます。上益城郡区選出・無所属の住永栄一郎でございます。今回2回目の質問となります。先輩議員の皆様方には、この場を与えていただきましたこと、本当にありがとうございます。そして、木村知事に対しまして、今回初めてとなります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

1回目は、私の愛読する熊本の新聞に新人議員「ゼロ回答」と書かれてしまいましたので、今回は、せめて爪痕ぐらひは、せめて小指の爪痕ぐらひは残したいなと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速1問目から行かせていただきます。

熊本の未来をつくるアリーナの必要性について。

前回は要望で終わりましたので、今回は1発目に質問させていただきます。

蒲島前知事は、任期中に取りまとめることが困難になったと発言されながらも、スポーツ施設の重要性を訴えられていました。あれから1年、4月より木村新知事となり、心躍らせ期待していたものの、いまだに進まないこの議論。

6月定例会の知事所信においては、スポーツ施設の整備の方向性を検討しますと短いコメントでした。9月の定例会一般質問でも、私の一存で決めるべきものでもなく、決められるものでもないとの答弁でした。

知事就任直後に行われた代表質問でも、お二人の代表の方がこのことに関して質問され、これまでも、定例会ごとに、議員の皆様が毎回のよう質問をされておられます。

我々議員は、地域の代表です。この県議会議員がこぞって質問し、お願いをしている、つまり、県全体が望んでいる問題なのです。これに取り組まなくてどうしますか。機運を見ながらとおっしゃっていますが、県民の気分は既に盛り上がっています。

私は、リーダーの仕事は、決めることと責任を取るのだと思っています。そろそろ建てるのか、建てないのか、知事自らの言葉ではっきりとおっしゃっていただきたい。

そこで、知事の答弁をよろしく願いいたします。

私は、これまで10年間、全国のアリーナを見てまいりました。スポーツにしても、コンサートにしても、イベントにしても、どれを取ってもわくわくします。会場は、みんな笑顔で活気にあふれ、町は活性化しています。

九州内におきましても、3年前の沖縄アリーナから始まり、昨年のSAGAアリーナ、そして、今年10月、長崎スタジアムシティHAPPINESSi ARENAがグランドオープンいたしました。こけら落としの福山雅治さんのコンサートには、残念ながら行けませんでした。その翌日に、ライブ会場の解体を見に行かせていただきました。アリーナに入った瞬間、わくわく、ドキドキ、圧巻の設備です。福山さんのコンサートは、2万5,000人の無料招待でしたが、周辺のホテルや飲食施設、交通機関などの経済効果はいかばかりだったかと思います。ちなみに、SAGAアリーナのこけら落とし、B'zのライブがありまして、経済効果は3億9,000万とのことでした。

長崎では、地元のタクシー運転手や複数の飲食店オーナーに話を伺いました。こんなになるとは思っていなかった、正直、長崎は終わっていると思っていたのでびっくりですと、口々におっしゃっていました。

長崎スタジアムシティは、年間来場者数850万人を見込んであります。スタジアム、アリーナ、商業施設、ホテル、オフィス棟での雇用創出は1万3,000人です。まさに長崎新時代です。西九州新幹線の開業も含めると、まちづくりのグランドビジョンがしっかりとされているなということを感じました。アリーナ建設で地域は雇用が生まれ、経済が発展し、にぎわいが創出される、新しいストーリーが始まっています。

熊本県民の皆様が、他県で行われる日本最高峰のスポーツやイベント、トップスターの歌や踊り、劇などを見に行かれるときには、休暇を取り、飛行機や新幹線などを利用の上、宿泊も伴えば、多額の費用と時間が必要となります。ということは、熊本県民は、お金と時間、そして得られるべき機会を喪失しているということになりま

す。

これだけ全国に続々と建設されているアリーナやスタジアムを、県は視察に行かれていますとは思いますが、ぜひ全部見に行っていたきたい。アリーナの利点、効果や問題点、何でも教えていただけたと思います。実際に見て、聞いて、肌で感じて体感した上で、県独自の調査分析を行い、県としての一番よいアリーナ構想を立てていただきたい。

先日、県が主催するスポーツ施設整備に関する検討会議に出席をさせていただきましたが、オーナーとしての県独自の考えを聞くことができませんでした。今後のスケジュールを見ると、スピード感があるとは到底感じられません。

市街中心地に建設できれば一番いいと思います。重々理解はしておりますが、周辺の道路や公共交通機関が整わないと、現状でもワーストワンの渋滞王国熊本です。さらに県民の皆様に迷惑をかけることになるでしょう。市街中心地で建設を計画するのならば、インフラも含めたところで考えなければなりません。

新アリーナの整備を検討している八代市さんや県営野球場の誘致を検討されている菊陽町など、やる気のある自治体と協力することも一つの可能性だと思います。そして、県がどのように支援をするのかを検討した上で、早期の判断と決断が大事です。

プロスポーツは、子供たちの夢や憧れです。競技への夢や憧れから、試練、修練を重ね、子供たちも大きく成長します。プロサッカーも、ロアッソ熊本が発足したときに、専用スタジアムができていれば、お隣の佐賀県よりもっと盛り上がってただろうし、多くの優秀な選手の流出を防げたかもしれません。

スポーツのみならず、次の世代を育てるには、

まず環境を整えることが重要だと思います。そのためにも、土台となるアリーナ建設は最優先課題です。

100年に1度の大チャンス、今を逃していつできますか。機運醸成の今だからこそ、期限を設定して、早く動く時期だと思います。

そこで、知事に御決断をよろしくお願いいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 住永議員からの御質問にお答え申し上げます。

議員御案内のとおり、アリーナやスタジアムは、スポーツの試合はもちろん、コンサート、イベントの開催などにより、町がにぎわい、雇用が生まれるなど、地域経済に大きな波及効果をもたらします。

そのため、全国各地で、近年、アリーナやスタジアムの建設が進められており、また、多くの新設、建て替えの構想も持ち上がっております。

熊本県におきましても、このスポーツ施設の整備については、長年この県議会でも多くの御質問をいただきましたが、前蒲島県政では方向性を取りまとめるに至りませんでした。

そのため、私は、この3月の県知事選において、県政の重要課題の一つとして、任期中に方向性を決めることを公約にいたしました。

そこで、7月に、まず、スポーツをする側、見る側、支える側の視点、さらには、まちづくりや地方創生、そのような観点から幅広く議論を行っていただくため、有識者による検討会議を設置いたしました。

また、10月には組織改正を行い、スポーツ施設整備の検討を行うための専任部署も新たに設置いたしました。

私も、整備主体や運営手法が異なりますSAG

Aアリーナと長崎スタジアムシティは拝見いたしました。施設のすばらしさはもちろん、地域への影響なども肌で感じました。

議員御指摘のように、私自身も、今後さらにほかのアリーナやスタジアムを見てまいりますし、担当部署には、多くの施設を調査するよう指示をしております。

施設整備には、巨額の費用が必要となります。また、日常的にスポーツ施設を利用されている多くの県民がいらっしゃることも忘れてはなりません。

そのため、スポーツ施設の整備の方針の決定に当たっては、やはり県民的議論が不可欠であり、丁寧に県民の皆様の理解を深めていくことが重要であると考えております。

検討会議での議論を重ね、プロスポーツチームや競技団体を含めた様々なスポーツ関係者などの御意見もお聞きしないといけません。

多くの県民、そして関係者の皆様の英知を集めながら、検討のスピードを上げて、まずは来年度にかけて、整備方法や運用コスト、経済波及効果などを踏まえた方向性の整理を行っていきたいと考えております。

〔住永栄一郎君登壇〕

○住永栄一郎君 知事、御答弁ありがとうございます。

本当は、やりましようと言っていたかと思っただけですけども、残念ですが、ある意味期待どおりだったかもしれません。ですが、任期中にというのはどうしても遅いと思います。ぜひ、すぐにでもやっていただきたいのですが、いろいろと事情は分かっております。

T SMCが、3年で1兆円、実現をいたしました。このスピード感を持って、ぜひ、町のにぎわいも創出をしていただきたい、そう思います。

数十年この問題は取り組んでおりますので、副知事時代からやっているのは知ってらっしゃると思います。ぜひ早急にやっていただきたい。そしてまた、今手を挙げていらっしゃる八代市、そして菊陽町のためにも、早期の判断と決断が必要です。多分方向性の4年間は待てないと思います。ですので、ぜひ、そういった意味でも、早期の判断をよろしく願いいたします。

もう1つ、プロスポーツチームのためにも環境を整えることも考えていただきたい。どうしても選手は、環境がどれだけ整っているかによってチームを決めます。ヴォルターズが、残念ながら今の成績では到底強くなるとは思えません。ほかの地域は、アリーナができて、町ができて、そしてプロスポーツを育成する、そういった環境ができているんです。ですので、そういった意味でも早急をお願いしたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

子ども食堂の新しい価値と必要性について。

熊本県内に約180か所ある子ども食堂は、コロナの影響以降、現在も増え続け、今年度中には200か所に届こうかという勢いでございます。全国では約9,000か所あるとのことですが、もともとは、家庭内の様々な理由から、自宅で御飯が食べられない子供たちに食事と温かい場所を提供しようと、地域の大人たちがボランティアで始めた事業です。そして、その背景には、現代社会では想像もつかない貧困という問題があります。

最初に子ども食堂の存在を知ったとき、食事に困っている子供が、御飯食べさせてくださいと言えるのだろうか心配をいたしました。ですが、絶対にこの事業は必要だなとも確信をいたしました。

熊本においてこの活動が広がったのは、2016年

の熊本地震以降だと感じております。被災された方が、体育館や公民館で避難生活を送られる中、食事を提供していただくために、みんなが並ぶという体験をいたしました。私も、益城町在住でございますので、随分とお世話になりました。そういう経緯も踏まえて、困っている人に手を差し伸べたいと思われる方々が、御苦勞をされている子供たちや親御さんたちのお手伝いができればと、この子ども食堂という新しい支援の輪ができたのではないかと思います。

しかしながら、地域によって温度差があるようにも思います。例えば、熊本市内の小学校校區別に調べると、3割の校区にまだ子ども食堂がないとの話でした。

運営状況も、大半が週に1回や月に1回であり、本当に食事が必要な子供たちのためにも、もっと運営頻度を上げたいと思いますが、現在、県が行っている子ども食堂に対しての支援は、1か所につき年に最大15万円。内訳は、県が10万円、各市町村が5万円とのことです。1か月に換算すれば1万円強であり、ボランティアといえども、なかなか厳しい現状だと思います。

子ども食堂は、今や食事の提供の場だけではなく、子供たちの勉強やコミュニケーションの場となりつつあります。中には、学校に行けない子供が、子ども食堂には来るという子もおりますし、学校や家では話せないことも、子ども食堂のおばちゃんや年上のお兄ちゃんたちには話せるということも聞いています。要は、子ども食堂が、子供たちにとって楽しい必要な場となっているのです。

不登校の子供たちが年々増加傾向にある中、虐待、ネグレクト、ヤングケアラーなど、子供たちを取り巻く問題はなかなか解決しません。学校や家以外の安心できる居場所、頼れる大人の存在が

不可欠となります。

子供は、家庭で、学校で、地域で育てる環境が必要だと思います。そのためにも、さらなる行政の支援が必要であり、地域企業からも支援の輪が広がればと考えています。

そのためには、まず現状を知ることが大事です。プライバシーの問題はありますが、子ども食堂の運営事業者や学校とも連携をして、子供たちの家庭事情、そして実態を把握することが必要ではないでしょうか。

また、子ども食堂があるということを知らない家庭もまだまだあるようですし、不登校の子供たちをはじめ、広く周知することも必要です。

子供に関わる全ての大人たちが連携をし、次代を担う子供たちを育てる、誰一人取り残さない社会、真のこどもまんなか熊本をつくるために、さらなる支援が必要と考えますが、県の現状の考え方とこれからの支援について、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 子ども食堂は、NPO法人や任意団体、個人など様々な実施主体が、それぞれの思いを持って運営されています。その活動は、食事の提供はもとより、学習支援や農業等の体験活動、高齢者との交流など、地域に応じた自発的な創意工夫による取組が展開されています。

また、活動の中で、子供やその家庭が抱える困難を把握した場合は、行政や民間の支援団体につなぐなど、地域における重要な役割を担っていただいています。

県では、子ども食堂の取組が県内各地で展開されるよう、運営費の補助を行っています。それに加え、子ども食堂支援のためのコーディネーターを配置し、新規立ち上げや応援していただける企

業の掘り起こしなどの支援も行ってきました。さらに、企業が提供する支援物資の受け取り、配分の調整など、関係者とのマッチングによる運営のサポートも行っています。

このような取組により、県内の子ども食堂は、県が初めて調査を行った平成29年8月の31か所から、本年8月までの7年間で、約6倍の185か所に増加しました。

国は、子ども食堂をはじめとした子供の安全、安心な居場所づくりを進めるため、昨年12月に、こどもの居場所づくりに関する指針を定めました。この指針において、都道府県は、市町村の子供の居場所づくりを支えることが求められています。

県としては、引き続き、市町村や民間団体などの御意見を伺いながら、子ども食堂が、子供、若者にとって安心できるよりよい居場所となるよう取り組んでまいります。

こうした取組を通して、子ども食堂に関わる方々の連携が深まり、ひいては地域全体で子供の育ちを応援する機運が醸成され、「こども・若者がキラキラ輝く」こどもまんなか熊本の実現を目指してまいります。

〔住永栄一郎君登壇〕

○住永栄一郎君 御答弁ありがとうございます。

今や子ども食堂は、コミュニケーションステーションです。ぜひ積極的に取り組んでいただきたい。現代社会が抱える、先ほど言いました不登校、ネグレクト、育児放棄、虐待、いろんな問題が山積みでございますけれども、まず、一件一件の現状把握を、実態把握をもっとしていただきたいと思います。

不登校の子供たちも含め、ぜひ全員に案内する方法も考えてください。コーディネーターの話も

伺いましたが、もっと連携が必要だと思います。そして、具体的な支援を出していただきたい。新しい仕組みをつくっていただきたいというふうに思います。

つい先日のニュースで見させていただきました。味の素さんのニュースです。期限切れが間近になった食品であったりとか箱が傷ついた商品を、子ども食堂に連携をして配布をしているというような話がありました。

熊本にも食の台所田崎市場があります。そういったところと連携するなど、ぜひ地域の企業とも連携をし、そして新しい仕組みをつくっていただきたいというふうに思います。どうぞ今後とも御支援をよろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

県立高校の在り方の検討状況について。

今年度は、令和3年3月に策定したあり方提言に基づく魅力化の取組の最終年度となると聞いています。

県教育委員会では、今年7月に、外部有識者会議、県立高等学校あり方検討会を立ち上げ、募集定員の見直しなどを含めた今後の県立高校の在り方検討の方向性を検討会で議論し、現在、地域との意見交換を実施されている最中かと思います。

この意見交換会、県内25か所で開催予定かと思いますが、私も、10月には、矢部高校がある山都町会場、先月11月には、御船高校がある御船町会場に参加をさせていただきました。

意見交換会には、大学教授、メディア、地元有識者、高校の先生、生徒、保護者、そしてOB、行政、各議員、そして県の関係者、いろいろな立場の方々が、それぞれの視点で考え方を発言されていました。

地元高校の魅力の話、問題点、その地域の魅力

の話、こうあったらいいという憧れ、理想の話など、限られた時間の中で、全く話し足りない様子で、非常によい会議だと思いました。

特に、地元の方々、高校のOBは、自分たちの母校がなくなるのではないかと非常に危惧されており、どうしたら地元に残る子供たちが残るか、そして、どうしたら自分たちの町に子供たちが来てくれるか、熱い議論がなされており、真剣でございました。

私は、昨年来、地域でいろんな話を聞く中で、私の活動範囲である山都町蘇陽地区の町がこのような状態になったのは、地元の高校、蘇陽高校がなくなったからだと考えています。

地元の高校がなくなると、まず高校生がいなくなり、子供の世話をする親も一緒に出ていってしまいます。そして、兄弟たちがついていき、若者、子供がいなくなります。そうすると、町はより活性化が失われ、町は廃れてしまいます。

何としても、今ある高校は残さないといけません。その意味でも、地域に残すための魅力化がより求められていると考えます。

今一番成功している県立高森高校のマンガ学科、そして水俣高校への半導体情報科の設置など、全国にアピールできる仕組みだと思います。よそにないオンリーワンが必要なのです。御船高校は、ロボットや美術が日本トップクラスです。矢部高校の二輪車競技部も日本で、日本唯一です。もっとこの魅力を発信しましょう。

また、課題となっている定員割れの問題についてですが、定員割れをしていない高校を含めた県全体での再検討が必要と考えられます。

そこで、10年後には少子化がさらに進展していく中で、現在開催されている地域意見交換会は非常に重要な役割だと思いますが、その開催状況はどういうふうになっているのか、また、今後、県

立高校の在り方検討をどのように進めていくのか、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、県立高校在り方検討に係る地域意見交換会の開催状況についてお答えいたします。

県立高校在り方検討につきましては、7月に外部有識者会議を立ち上げ、これまで7月と8月の2回にわたり検討会を実施いたしました。

検討会では、県立高校の現状や生徒数の減少といった課題を踏まえ、熊本市内の大規模校を含めた県全体での定員の見直しや普通科の通学区域の在り方などについて議論を行っているところでございます。

地域意見交換会は、検討会の議論の状況を踏まえながら、人口減少時代における地域での高校の在り方について、10年後、その地域にあってほしい高校の姿を地元の方々と一緒に考えることを目的として開催しています。

これまで12か所で開催し、地元自治体をはじめ、同窓会や保護者、生徒など、延べ約700人が参加されており、いずれの会場も、県立高校の魅力化や将来の在り方について、とても熱心に意見交換が行われています。

また、先月は、市長会や町村会との意見交換会も開催しており、それぞれの首長さんからも様々な意見をいただいているところでございます。

次に、今後の進め方についてでございますが、現在実施している地域意見交換会を来年2月頃までに残り13か所程度で開催し、併せて市町村や高校などにアンケートによる意見聴取を行うこととしております。その後、いただいた意見を参考に、今後の方向性や具体的な取組、魅力化の考え方などをテーマとして、来年3月に第3回の検討会を開催する予定としております。

県教育委員会といたしましては、専門的な知見や地域の意見などを踏まえながら、引き続き、地域に根差した魅力ある高校づくりに向けて、しっかり検討してまいります。

〔住永栄一郎君登壇〕

○住永栄一郎君 教育長に御答弁をいただきました。

子供がいなくなると、学校がなくなると、本当に町が廃れてしまうんです。熊本は、日本一伸び代がある県ですよ。ぜひ、今回の会議で、地域の皆様、OBの皆様、熱い議論、切実な願いだと感じています。そして、間違いなく一緒にやってくれると思っています。行政、学校、そして地域が一体となって、学校を守り、町を支えていきたいものです。

そして、定員は、定員割れしているところだけではなく、中心部の大規模校を含めた県全体での定員の見直し、よろしく願いいたします。

魅力の学科のさらなる支援もお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

国宝通潤橋と世界遺産を目指す阿蘇をつなぐ矢部阿蘇公園線の実現について。

昨年4月の当選以降、九州中央自動車道をはじめ、三本松甲佐線、小川御船間道路、小川嘉島線、阿蘇幹線道路、蘇陽五ヶ瀬道路、そして主要地方道矢部阿蘇公園線など、県内各道路の期成会総会に参加をさせていただいております。それぞれの完成に向けて、道路整備及び各種調査事業に御尽力いただいておりますこと、改めて感謝を申し上げます。

さて、その中で、山都町と南阿蘇を結ぶルートである矢部阿蘇公園線は、全長28.6キロのうち、残り9キロが未事業区間であり、車両による通行ができない路線となっています。大正9年に県道に認定され、昭和57年に、国道を補完する幹線的

役割を持つ主要地方道に指定されていますが、ここ5年、全く事業が進んでいない状況です。

今年10月、矢部阿蘇公園線整備促進期成会会長である山都町の坂本町長をはじめ10数名で、県庁に要望書を持って早期実現のお願いに上がりました。

会の最後に、私が質問をさせていただきました。開始から40年余り、今まで造ってきて、途中で中止になるようなことはありませんよね、完成までやるんですよと確認をしたところ、はいと県の担当者から前向きなお答えをいただきました。そうであれば、具体的にいつまでに完成させるのか、目標期限を定めて進めないと、これまで道路に関わってこられたたくさんの方々の努力が無駄になるとの思いから、期間や予算について、具体的なプランを提示して話をしないと、毎年この繰り返しで終わってしまうのではないかと危惧していることをお伝えいたしました。

後日、多方面から道路の使用頻度や費用対効果の話も伺いましたが、今の山都町は違います。昨年9月に通潤橋が国宝に指定され、今年2月には山都通潤橋インターが開通いたしました。また、有機農業日本一の野菜やお米、全国有数の夏秋トマトなど、農産物のトップブランドの産地でもあります。加えて、林業でも木材流通の活性化が期待され、地域経済の底上げにもつながります。さらに、今年8月には南海トラフ地震臨時速報が発令されるなど、地震や阿蘇山噴火の懸念が増える中、防災拠点の重要なアクセス道路としての役割を担うことができます。

現在でも建設コストに見合うだけの便益が得られているのかもしれませんが、この道路は、間違いなく観光や産業の物流、防災などで役に立つ道路と考えます。国宝通潤橋と世界遺産阿蘇を目指すビクトリーロードでもあり、ありとあらゆる側

面から、この矢部阿蘇公園線の早期完成が必要です。

国においても、費用対効果等の評価手法の見直しに向けて検討されているとお伺いいたしました。また、実際のところ、令和2年以降工事は進んでいませんが、調査費用の予算は、毎年数百万から1,000万前後支出されているようです。

そこで、土木部長にお尋ねいたします。

これは、県が前向きに道路の完成に向けて調査を実施されている費用だと思いますが、その調査内容についてお聞かせください。あわせて、具体的な実現の可能性についてお伺いいたします。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長(宮島哲哉君) 矢部阿蘇公園線は、上益城地域と阿蘇地域を結び、両地域の観光や産業の振興に寄与する道路と考えており、熊本地震以降、災害発生時の避難路や復旧支援道路として期待が高まっていることを承知しています。

しかし、未開通区間においては、阿蘇外輪山の駒返峠を挟む極めて急峻な地形から、多額の建設コストが想定され、さらに、そのコストに見合う道路利用が見込めないという大きな課題があります。

このため、県では、道路がつながることによる効果について、多方面から調査、検証を進めることとし、地元自治体と連携して、様々な地域資源を調査し、関係団体へのヒアリングやアンケートを行ってまいりました。

まず、1点目の調査内容についてお答えします。

上益城地域と阿蘇地域には、観光や文化資源、農産物など8分野204の地域資源があり、関係団体等へのヒアリングにより、両地域の往来が強化されることで、複数の地域資源の融合による旅行者や交流人口の増加、農産物の販路拡大などの効

果が見込まれることが分かってきました。

昨年度は、観光や文化資源、温泉などの5分野における効果の定量化に向けて、道路の利用意向や目的、旅行費用などに関するアンケートを行い、約500件の回答をいただいております。

両地域を相互に行き来できる道路があれば、約8割の方が利用したいと回答し、特に、文化資源や温泉分野での観光の範囲や機会の拡大に期待する声が多く寄せられました。

現在、この結果を基に、分野ごとの交流人口の増加や観光消費額などの算出について検証を進めており、今後は、農作物や食、物産、林産品分野についても同様に調査、検証を行ってまいります。

また、ルートを含む様々な事業手法についても検討を進めており、地元自治体とともに、既設道路などの現地調査や新たな観光資源の掘り起こしに係る勉強会も行っております。

次に、2点目の未開通区間の整備実施の可能性についてお答えします。

現在は、道路がつながることによる効果や様々な事業手法について検討を進めている段階ですので、現時点では、未開通区間の整備実現に向けた課題解決には至っておりません。

一方で、2月に、九州中央自動車道の山都中島西インターチェンジから山都通潤橋インターチェンジが開通し、熊本市方面から山都町に行き来する交通量が約2割も増加しており、効果のさらなる拡大も期待されます。

現在、国において、道路事業における費用便益分析に含まれない効果算定の検討が行われており、その動向を注視するとともに、引き続き、地元自治体と連携して、課題解決に向けた検討を着実に進めてまいります。

〔住永栄一郎君登壇〕

○住永栄一郎君 土木部長に答弁をいただきました。

厳しい状況は重々分かっております。ですが、何が何でもそういう気持ちでおりますので、ぜひとも前向きに、そして、しっかりと県にも要望を出していただいて取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

農林業を苦しめる野生鳥獣を増やさない取組について。

私の住む上益城地域は、山間部が多く、農業と林業がすごく盛んな地域です。気候がよく、きれいな水が流れ、すばらしい木材ととてもおいしい農産物が豊富にできる自慢のふるさとですが、随分前から頭を抱えている問題があります。野生鳥獣問題です。しかも年々ひどくなっている。鹿、イノシシ、最近では猿も増えてきたそうです。

現状の対策としては、電気柵、ワイヤーメッシュ、わな、そして猟ですが、それぞれに課題、問題もあるようです。相手は生き物、県全体で相対的に取り組む必要があると考えます。

ようやくお米が高くなりました。農産物の価値が評価され始め、農家の大切さが認識されるようになり出しました。ですが、現状は高齢化の波。お父さん、お母さんも、これぐらいで売れるようになったのならば、もうちょっと頑張ろうと思っている矢先に被害が拡大しています。

山林も同様に、植林をした直後に頭のとっぱ先の軟らかい部分だけ食べられて、成長途中で木が駄目になってしまうそうです。山が育たない。災害、水害、土砂崩れの原因となります。こちらも深刻です。

数年前から高校での出前授業を行うなど、県、関係団体の協力で狩猟免許取得者も増え、若手も育成されていると聞いていますが、狩猟者の高齢

化が進んでおり、新たな狩猟免許取得者の確保は喫緊の課題と思われます。

また、物価の高騰により、捕獲に要する経費も上昇しており、捕獲者の負担軽減のため、捕獲補助金の引上げが必要と考えます。

いろいろな問題が山積みですが、入ってこさせない、よけるという対策と、根本的に数を減らすという対策が必要かと思います。以前、宇土半島で大量発生したタイワンリス、推定生息数6,000匹を約5年で数十匹まで減少させたというよいお手本もあります。

被害対策を推進するためには、捕獲対策の強化に加え、担い手の対策などを総合的に取り組む必要があります。

これまでも、県では、電気柵の支援や捕獲報奨金などの様々な対応を講じられていますが、鳥獣被害が深刻化する中、新たなアイデアを取り入れるなど、さらなる捕獲対策を講じる必要があると考えます。

そこで、これ以上の被害を避けるため、野生鳥獣を増やさない取組について、環境生活部長にお尋ねいたします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) 県では、有害鳥獣捕獲に係る規制を緩和し、捕獲しやすい環境づくりを行うとともに、国や九州5県、市町村と連携し、一斉捕獲を行うなど、捕獲強化に取り組んでおります。

また、狩猟免許所持者の減少や高齢化も大きな課題であるため、若手狩猟者確保に向け、高校生を対象とした狩猟に関する出前講座や農業大学校等の学生にも狩猟への関心を促す取組を進めております。

その結果、5,000人を切っていた狩猟免許所持者数は約6,000人まで回復し、昨年度の有害鳥獣

の捕獲頭数も、鹿が2万6,000頭、イノシシが2万9,000頭となるなど、着実に増加しております。

議員御指摘の有害鳥獣の捕獲に対する補助金については、捕獲活動への支援単価を実態に即して引き上げるよう、国に要望しているところでございます。

さらに、捕獲に対する新たなアイデアについては、ICT技術を活用したわな猟による捕獲など、新技術を取り入れた捕獲の検討や実証を行うことにより、これまで以上に効果的な捕獲の取組を推進してまいります。

今後とも、市町村や猟友会などの関係団体、農林業従事者など地域の方々との連携を図りながら、有害鳥獣捕獲を着実に進めてまいります。

〔住永栄一郎君登壇〕

○住永栄一郎君 御答弁をいただきました。

これは早くやらないと、イノシシは3倍、4倍で増えますから、悠長に考えとつてもいかぬと思います。中山間地域は、農業の担い手もいないのですから、人がいなくなるとますます増えます。県を挙げてやっていただきたい。市町村だけでは無理。具体的な対策と支援を早めに出していただければと思います。国も絡めて、早期の取組をよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問になります。

御船町に建設予定の産業廃棄物処理施設の影響について。

上益城郡御船町に計画を予定されている産業廃棄物中間処理施設について、我がふるさと上益城郡の方々から多くの不安の声が寄せられています。

もともとは、上益城5町の一般廃棄物処理施設の建設予定地として、上益城広域連合が土地を買収されたとのことですが、その土地の地主や町民

が知らないうちに産業廃棄物処理施設に変更をされていきました。町民の皆様がこれを知ったのは、3年前の2021年の9月、新聞報道でした。

この施設が完成すると、1日400トンの廃棄物の焼却処理を行う予定とのこと。これは、一般廃棄物処理施設の計画のときの5倍の量になります。この時代に焼却処理とは、CO₂削減の流れに逆行しているのではないかと思います。しかも、その産業廃棄物は九州一円から運ばれてくると聞いています。御船の山中を1日300往復トラックが通行するという話も聞きました。

御船町で開催されたお出かけ知事室の場でも、参加者、質問者20名のうち4名が、この施設に関する質問をされました。そこでの知事の回答は、誘致はしていないが、仲介はしたとのこと。また、現在環境アセスメントの手続を行っている最中とのことでした。

建設予定地は、熊本市を中心とした100万人の命の水、生活を支える水、その世界に誇る地下水の上流に位置しています。県は、そのようなことを認識した上で仲介されたのか、また、下流域の熊本市には相談をされたのかと疑問を感じています。

廃棄物処理施設の必要性は十分に理解をしていますが、その設置場所が問題です。熊本地震でも、御船町では相当な被害が出ております。断層もあるため、心配をしております。

また、TSMCを含む半導体関連企業やPFASを使用する企業などから排出される産業廃棄物が新施設に持ち込まれるのではないかと懸念をしているところです。

水の安全性確保のため、行政でも様々な取組が行われているとは思いますが、例えば、昨年11月に井芹川で検出された有機フッ素化合物、PFOS、PFOAについて、まだ原因特定に至ってお

りません。また、今年7月には、ソニーセミコンのフッ化水素の誤報告と県のチェックミスがありました。これも2年間気づかれませんでした。さらに、つい先月も、南関町の産廃最終処分場の井戸から有機フッ素化合物PFASの検出との報道がされたところです。このような状態で本当に大丈夫なのかと不安になります。

そこで質問です。

新施設の設置場所は、本当に現在の予定地で大丈夫なのか、また、新施設の周辺環境への影響に対するチェック機能、これはきちんと働くのか、そして、万が一地下水が汚染されて使えなくなったとき、事業者及び県は、どのように対処し、どのように責任を取るのでしょうか。知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 上益城郡5町にとって、老朽化により住民生活に必要な不可欠な一般廃棄物処理施設の建て直しは急務であります。今回新たに設置される施設について、議員御指摘の地下水をはじめとした環境への影響を懸念される方がいらっしゃることは承知しております。

県では、環境アセスメントにおいて、これまでも地下水の保全を含む知事意見を事業者に述べてまいりましたが、この後、次の準備書の段階でも、環境保全の観点からしっかりと意見を述べてまいります。

議員御質問の施設の設置場所については、5町において、法的な規制の状況、立地条件、経済性といった様々な観点から外部有識者などの評価を得て整備を計画された土地であると聞いております。

次に、施設の周辺環境への影響に対するチェック機能、これにつきましては、施設の設置前については、環境アセスメントに加え、廃棄物処理法

による設置許可に係る構造基準、施設の維持管理基準などの審査を県がしっかり行います。

また、施設設置後は、廃棄物処理法などに基づく定期的な検査を行うとともに、立入調査などを通して、法令で定める基準が守られるよう、しっかりと監視してまいります。

なお、この施設は、最終処分場ではありません。ですので、処理した廃棄物の埋立ては行われません。

また、方法書によれば、搬入される廃棄物の処理で生じた水や施設の生活排水は、施設内で再利用等が行われ、外に排出されない計画と聞いております。このため、議員御懸念の地下水の汚染については、構造的には発生しないと考えております。

それでも万が一地下水汚染が生じた場合には、その原因や結果に応じ、事業者等により適切な対応を行うことになると考えますが、そのような事態が生じないよう、事業者において、万全な運営がなされるものと考えますし、県としても、法令等に基づいて、的確な審査、監視を行ってまいります。

地下水を含め、本県のかげがえのない自然環境を県民共有の財産として次の世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの重要な責務です。引き続き、環境保全に向けた取組をしっかりと進めてまいります。

○副議長(高木健次君) 住永栄一郎君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔にお願いします。

〔住永栄一郎君登壇〕

○住永栄一郎君 知事から答弁をいただきました。

地下水汚染が生じたときには、もう遅いんです。熊本県民の命の水、本当に大丈夫ですか。ぜ

ひよろしく願いいたします。

チェック機能も心配しておりますので、今まで問題が解決できなかったところも含めて、ぜひ、市民、県民が分かるように説明をしていただきたいというふうに思います。こんな大事な問題だからこそ、県民、住民の理解を得て、十分な話合いの下遂行すべきではないかというふうに考えます。

以上で私の質問は終わらせていただきます。時間いっぱいになりました。

これからも、地域の皆様の声の代弁者として、しっかり県にいろいろと問答をしていきたいというふうに思います。今後とも御指導をください。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（高木健次君） 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時14分開議

○議長（山口裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩本浩治君。

〔岩本浩治君登壇〕（拍手）

○岩本浩治君 皆さん、改めましてこんにちは。10回目の質問になりますが、やはりここに立ちますと、非常に緊張しておるところでございます。本来でしたら、木村知事が就任されて、私は初めての質問で、木村知事に真っ先にとっと思ったんですが、ちょうど12月3日から12月9日まで障害者週間で、全国で障害者のいろんな催物があるところでございます。

熊本県でも、12月の6日には、農業と福祉連携のハートフルがこの県庁の中であるようでございます。その関係で、私は、49年近く障害者の方と

一緒に生活しておりますので、まず障害者のことを1番目に質問したいと思います。

それでは、通告に従いまして、就労継続支援A型事業所の閉鎖及び障害者の解雇について質問をさせていただきます。

東京商工リサーチが2021年3月に公表した「障害者福祉事業」倒産と休廃業・解散調査によると、2019年に倒産、休廃業、解散した障害者福祉事業の数が前年比46.2%増の136件となり、過去20年で最悪の件数となりました。2020年は、前年比6.6%減の127件になりましたが、2019年に続き2年連続で100件を上回ったとの調査結果が出ております。

そのような中、今年8月、共同通信が実施した全国自治体調査で、就労継続支援A型事業所が今年3月から7月に全国で329か所閉鎖され、働いていた障害者少なくとも約5,000人が解雇や退職となったことが明らかになりました。

就労継続支援A型事業所は、障害者総合支援法で定める障害福祉サービスの一種です。一般企業で働くことが難しい障害者の方々が、働きながら一般就労に必要な知識や技術を習得するための支援を行っております。事業所と障害者は雇用契約を結び、最低賃金など労働者としての権利が保障され、全国に約4,600か所あり、精神、知的障害者を中心に8万人強が働いております。閉鎖された329か所のうち4割強は、最低賃金が適用されないB型事業所に移行したとのことです。

熊本県内には、約160事業所があります。今年10月の熊日新聞では、県内では令和6年4月の報酬改定を前にした3月から9月までに8事業所が閉鎖され、少なくとも83人の利用者が退職を余儀なくされ、「福祉的な役割が軽視されている。働こうと頑張る人の居場所がなくなってしまう」と危ぶむ声が報道されておりました。

就労継続支援A型事業所が国から受ける報酬は、令和3年の報酬改定以降、利用者の就労状況や福祉支援の内容のほか、生産活動収支の状況に応じて加点されるスコア方式による評価に基づいています。

今年4月の報酬改定では、平均労働時間の長い事業所をより評価する一方で、事業収入が賃金支払い額を下回る赤字事業所には、新たにマイナス点が適用されることになりました。

A型事業所には、障害者の支援という福祉的役割がある一方、その運営には収益性が求められています。しかしながら、経済状況や物価高騰などを背景に、事業所の多くが収益確保に苦慮している中、今回の報酬改定が引き金となり、事業所閉鎖につながった可能性があります。

ただ、経営状況の悪化だけでなく、そもそもの事業所運営に問題があったところも多かったのではないかと思います。

本来、勤務時間は、一人一人の障害の特性に応じて設定すべきところを、勤務時間を一律に短時間にし、利用者を集めることで、多くの報酬を得ようとする事業所や、中には、営利目的で安易にA型事業に参入する営利法人等もあったのではないかと思います。

そこで質問いたします。

1点目は、就労継続支援A型事業所から廃止の相談があった場合、利用者の雇用継続のために、県は、事業所を運営する事業者に対して、どのような指導をされているのか、お尋ねします。

2点目は、A型事業所の指定に当たり、どのような基準に基づいて審査をされているのか、必要書類だけで判断するのではなく、障害者支援と収益確保の両面の観点で審査をされているのか、お尋ねします。

また、赤字が続く事業所は、経営改善計画を県

に提出する必要があると、各事業所も努力はしておりますが、物価高騰の影響もあり、収益の確保は厳しい状況が続いています。

そこで、3点目は、一般就労につながらない方々の労働契約による雇用であり、社会的、経済的自立支援の場であるA型事業所が事業を継続していくために、県はどのような取組をされているのか。

以上3点について、健康福祉部長にお尋ねします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 就労継続支援A型事業所は、障害者への就労機会の提供という雇用の側面と一般就労に向けた就業・生活面での訓練という福祉の側面とがあり、雇用契約に基づく賃金を支払える収益を確保しつつ、利用者の状態や能力に応じた適切な支援を行うという重要な役割を担っています。

まず、1点目の事業者からの廃止の相談があった場合の県の指導内容についてお答えします。

A型事業所を廃止しようとする事業者は、利用者やその御家族に廃止することになった経緯を説明し、全ての利用者の希望に応じて、近隣の事業所の紹介や移行先との調整を行った上で、廃止の1か月前までに指定権者に届出を行う必要があります。

県としては、事業者がそれらの責務を確実に果たすよう指導するとともに、履行状況を確認した上で、届出を受理することとしております。

次に、2点目の事業所指定に当たっての審査についてお答えします。

A型事業所の開設に当たっては、事前に事業計画の提出を求め、指定基準に基づき、必要な人員が確保されているか、適切な福祉サービスが提供できる体制が整備されているか、また、生産活動

による収益が利用者の賃金の総額を上回っているかなどについて、詳細な審査をした上で指定を行っています。

最後に、3点目のA型事業所の継続的な運営に向けた県の取組についてお答えします。

まず、報酬改定等に関する情報は、県ホームページや集団指導などで速やかに周知を行い、事業所が加算等を確実に算定できるよう努めています。また、事業開始後、経営状況の変化等により収益が賃金総額を下回ることとなった事業者に対しては、収支の改善に資する実効策を盛り込んだ計画の策定を求めるとともに、中小企業診断士による経営診断等の支援を行ってきたところです。

県としては、障害者の就労機会が確保され、一般就労に向けた知識、能力の向上のための訓練が継続的に行われるよう、引き続き、実地指導等の機会を捉えて、A型事業所の運営状況の把握に努め、必要な助言、指導を行ってまいります。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 健康福祉部長より大変すばらしい答弁をいただきました。

私の法人では、平成5年当時の知事でありました——当時福島知事でございました。福島知事より、県下には知的障害者の福祉工場がないということで、当時の福島知事の肝煎りで、初めて知的障害者の福祉工場の経営を始めました。当時、落成式には福島知事も来られて、盛大に行われたのを思い出しました。

知的障害のある方々が、労基法に基づき、最低賃金など労働者として権利が確立され、当時は、知的障害者の方々は働くことができないとの概念が強く、施設入所もしくは通所施設の利用でございました。知的障害者の人が、私どもの福祉工場で働くことによって初めて給料を手にし、男性は焼酎や酒をたしなみ、女性は口紅や化粧品を買

い、おしゃれをすることができるようになります。これは、私は、障害者も健常者も共に支え合う社会に近づいた一歩ではないかと思った次第でございます。

現在は、制度改正により就労継続支援A型事業と言いますが、答弁にありましたように、事業所を廃止しようとする事業者は、障害労働者やその家族に経緯をよく説明し、そして、その後失業保険や健康保険の手続等の事業者が労基法による責務を果たすように指導を行い、継続な運営に向け、報酬改定に関する情報や、収益が賃金総額を下回る事業所に対しては、収支改善策を盛り込んだ計画の策定を求め、中小企業診断士による経営診断等の支援をしていただきたいと思うわけでございます。

A型事業の障害者は、労基法に基づいて働いているために、廃止になっても失業しないよう、可能な限り新たな雇用の場の開拓をしていただき、就労機会が確保されるようお願いをする次第でございます。

次の質問に移ります。

次の質問は、白川と阿蘇カルデラ内の水循環の関係についてでございます。

御存じのとおり、阿蘇は九州の水がめと言われております。阿蘇カルデラと外輪山の広大な地形は、九州4県の一級河川の源となっているからであります。熊本の白川、緑川、菊池川、そして福岡の筑後川、大分の大野川、五ヶ瀬川、これら6河川の源流は、阿蘇地域であります。その源流である地域において、太古の昔から子々孫々の水源涵養に尽くしてきたのは、阿蘇郡市の1市3町3村であります。

本日は、大津町、菊陽町、熊本市を経て有明海へ流れる白川と阿蘇カルデラ内の水循環の関係について質問したいと思います。

熊本市及び周辺地域は、水道水のほぼ100％を地下水に依存している関係で、地下水帯水層に関する研究や地下水資源維持管理に積極的に取り組んでおられます。

20年以上にわたる地下水位変化記録によれば、熊本平野では、緩やかな水位低減傾向が認められました。地下水供給元と考えられている阿蘇西麓台地では、より大きな水位の長期低減傾向が観察されております。

熊本地域の地下水帯水層は、第一帯水層と第二帯水層があり、その間に水を通しにくい難透水層が存在していると思われております。しかし、大津町や菊陽町の白川中流域には、この難透水層が存在しないため、この地域はざる田と呼ばれております。

田んぼからの水の浸透量を表すのに減水深というのがあります。一口に言うと、田んぼの水の地下への漏れ具合と言えます。一般的な水田の減水深は、日量1から2センチ程度ですが、この地域は、多いときでは5センチから20センチで、いかにこの地域の水田の減水深が大きいかが分かります。翻って、これは水田としては好ましくない条件であります。水田というぐらいですから、水をためて初めて稲作が成立します。しかし、ざる田では稲作には不向きであります。

この問題解決策として考えられたのが、白川からの用水路工事であります。現在、この地域の白川には、主要なものとして6つのかんがい用の堰が設けられております。上流から、上井手堰、下井手堰、畑井手堰、迫・玉岡井手堰、津久礼堰、馬場楠堰があります。

上井手堰は、加藤清正時代に着工し、細川藩に受け継がれて完成しております。この上井手は、大津町の中心部を流れ、鉄砲塚小路付近で堀川となり、合志市を經由して坪井川に合流すると言わ

れております。極めて広範囲のかんがい用水であります。この用水路は、別名南郷堀とも呼ばれております。これはなぜかといいますと、阿蘇南郷の人々が多くこの工事に使役されたことからこう呼ばれているようでございます。

さて、これらの用水路の取水口である白川の豊富な水流はどこから来ているかといえば、それは阿蘇カルデラ内の湧水であります。阿蘇谷を流れる黒川と南郷谷を流れる白川の上流には無数の湧水があります。

阿蘇谷では、外輪山からの支流が多くの湧水を黒川に集め、阿蘇五岳の湧水は、東岳川や西岳川から黒川に流れ込みます。阿蘇神社付近では、自噴している地下水が有名であり、また各所に見られます。

南郷谷では、有名な白川水源が毎分60トン、南阿蘇湧水群10か所では約150トン、高森湧水トンネル公園では32トンと、膨大な湧水が白川に流れ込んでおります。

話は戻りますが、最大の地下水受益地である熊本市は、長期的な地下水位の低減傾向に危機感を抱き、2004年から持続的な地下水の循環利用を目指した政策に取り組み出しました。そこで取り組まれるのが、さきのざる田を逆手に取ったざる田利用の地下水涵養政策であります。

熊本地域内の企業などから寄附を集め、白川流域の転作田を一定期間借り上げ、転作田一面に水を張り、地下浸透を促して地下水を涵養するという政策です。

地下水は公共のものであるとの理念の下で、熊本市以外の大津町、菊陽町と行政境界の垣根を越えた事業として注目されました。しかし、その地下水の涵養田への水の供給源である黒川・白川流域の阿蘇地域は、熊本県地下水保全条例の指定区域にも重点区域にも入っておりません。

前回、このことについて質問しました。県からの回答は、指定地域の要件である地下水の採取に伴う障害が確認されていないため、指定地域にも重点地域にも該当しないとのことでした。

先日、令和6年10月31日、阿蘇地域の土地改良区が主体となり、阿蘇カルデラ内の水環境と熊本地域地下水と題して、地下水学・水資源学専門の東海大学名誉教授市川勉先生の研究発表を兼ねた勉強会が開催され、先生の許可をいただいて、研究発表の内容を引用させていただきます。

それには、阿蘇カルデラと熊本平野の地下水区である熊本地域の接点は立野火口瀬です。ここを通じて、阿蘇カルデラから水が白川として熊本平野に流出します。

しかし、立野火口瀬の下には立野層という礫層があります。これまで、阿蘇カルデラから熊本地域の地下水への直接の流入はないと考えられてきましたが、2020年、立野火口瀬の出口、大津町外牧で地下水観測井戸を掘削し、地下水の存在を確認しました。地下水位は、地表面下35メートルの位置にあり、白川の水は川底から下へ浸透していないことが確認されました。

また、地下水の流速、流量を観測しました。その結果、地下水流速は1日9.7メートル、流量は日量4万立方メートル、年間約1,500万立方メートルの地下水流量が推定されました。この量は、熊本地域年間地下水涵養量6.4億立方メートルの2.3%程度になるそうです。

阿蘇から熊本まで地下水がつながっていることは大きな意味を持ちます。白川の河川水は、中流域水田帯のかんがい用水として利用され、年間、水田で5,000万立方メートル、湛水事業で2,000万立方メートル、合計約7,000万立方メートルですから、白川経由で8,500万立方メートルが阿蘇カ

ルデラから熊本地域地下水への涵養量になります。

そのほかに、阿蘇外輪山西側で熊本地域に供給されている涵養量は約1億立方メートルとされていますので、熊本地域の地下水涵養の3分の1は、阿蘇山の直接的な涵養と言えます。

以上、長くなりましたが、市川名誉教授の研究発表の一部を引用させていただきました。

水源保全には、水田管理のほかに、草原、牧野の管理や森林間伐、刈り草管理が欠かせません。

例えば、白川流域を主体にした土地改良区では、黒川・白川河川流域水土里ネット連携協議会を組織し、様々な涵養活動を行っています。

その一つに、根子岳山麓に地下水涵養を促すための山林原野を阿蘇市から借り受け、森林涵養活動を行っています。阿蘇地域の地下水を守るということは、すなわち白川を守り、熊本地域の地下水に貢献するということにほかならないということです。

白川中流域における湛水事業が拡大していく中、上流域である阿蘇地域の地下水保全の取組をどのように評価されているのか、知事のお考えをお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 岩本議員からの白川と阿蘇カルデラ内の水循環、そして阿蘇地域の地下水保全に関する私の見解をお尋ねいただきましたので、お答え申し上げます。

半導体関連企業の集積が進む中、地下水に支えられた経済発展と地下水の保全、その両立を実現することが極めて重要でございます。

このため、県では、地下水保全条例に基づく地下水涵養指針を改正し、熊本地域について、取水事業者の涵養目標を取水量の原則1割から10割へと強化した運用を昨年10月から行ったところでご

ざいます。

また、農家の方々をはじめ、関係者の方々の御協力によりまして、水田湛水の取組が広がっており、白川中流域では、令和6年度の涵養量が、前年度の約1,500万トンから約2,800万トンへと、1.8倍に増加する見込みでございます。

このような涵養を維持していくためには、阿蘇地域を源とする白川の豊富な水量が水田湛水にとって必要不可欠ですし、議員が御紹介いただきました東海大学の市川名誉教授の知見によれば、阿蘇地域と熊本地域が地下水脈で一部つながりが見られることや、阿蘇外輪山西側での地下水涵養も熊本地域にとって重要であるということでございます。

このように、阿蘇は、その地理的な特性から、九州の水がめとして人々の生活を支えていることは、これは明白でございまして、私も、8月に、熊本市の大西市長と阿蘇地域の地下水保全にしっかり連携していくことを確認したところでございます。

阿蘇では、人々が1,000年以上もの長きにわたり、広大なカルデラ地形を利用しながら日本の伝統的な農業を営むことにより、草原をはじめとした独特の文化的景観が形成され、今日まで維持されてまいりました。

しかしながら、人口減少や高齢化の進行による担い手不足で、阿蘇地域の草原、水田などの維持は極めて厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、県では、阿蘇地域の草原、水田や森林の水源涵養に果たす役割に着目し、企業や住民など下流域の受益者が、阿蘇の草原等を維持する活動を支援する仕組みをつくるべく、今関係機関との協議を進めているところでございます。

白川を通じて、熊本地域の水循環の一端を担う

阿蘇地域の地下水は、熊本都市圏100万人の生活と産業を支える貴重な宝であります。

現在、JASMをはじめとする半導体関連産業の集積に伴う地下水への影響が懸念されておりますが、JASM第1工場の地下水取水予定量が年間310万トンであるのに対し、熊本都市圏の住民の水道のために取水される地下水は年間約1億トンです。桁が2つ違います。

このように、私たちが多くの地下水を使用しているという実態を考えれば、半導体企業のみならず、その恩恵を受ける企業や住民の皆様で、熊本の地下水を支えていくことが重要であります。

繰り返しになりますが、熊本の地下水を守るためには、阿蘇地域の草原、水田、森林は宝物と言えます。

熊本都市圏を中心とする下流域の受益者である企業や住民などによって、この宝物である阿蘇の草原などを守る活動が持続可能なものとなる仕組みを関係市町村と連携して構築してまいります。

以上でございます。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 知事より答弁いただきました。

知事の答弁の中にありましたように、8月の19日だったと思いますが、知事は、熊本市との協議会において、阿蘇の地理的特性から、九州の水がめとして人々の生活を支えていることで、地下水保全対策の連携を熊本市と確認され、阿蘇の水、地下水の重要性を深く認識されておられることに、知事に感謝を申し上げる次第でございます。

答弁にありましたように、半導体関連の企業の集積が進む中、地下水に支えられた経済発展と地下水保全の両立を実現することが重要で、県では、地下水保全条例に基づく地下水涵養指針を改正し、熊本地域において、取水事業者の涵養目標を取水量の原則1割から10割へと強化した運用を

昨年10月より実施しておられるとのことでございます。

J A S M第1工場の地下水取水予定量が年間310万トン、熊本都市圏の住民のための地下水取水予定量は年間1億トン、私たちが多くの地下水を使用している実態を考えれば、半導体企業を含めた企業や住民等で熊本の地下水を支えていくことが必要であると思います。

また、熊本地域の水環境の一端を担う阿蘇の地下水は、熊本都市圏の生活と産業を支える貴重な宝であると認識されております。

県では、阿蘇地域の草原、水田等の維持は、人口減少や高齢化の進行による担い手不足などで厳しい状況にある中、草原、水田や森林の水源涵養を目的として、企業や住民など下流域の受益者が、阿蘇の草原等を維持する活動を支援する仕組みの構築に向け、関係機関と協議を進めていくということでございました。

阿蘇の宝物である地下水涵養を守る活動が持続可能なものであることをお願いし、次の質問に移らせていただきます。

阿蘇山上への観光客増加を見据えた火山防災の取組について質問をいたします。

令和6年10月26日、阿蘇山上ビジターセンターにおいて、入場者200万人達成セレモニーが開催されました。

当センターは、2016年の熊本地震からの復興を目的に、環境省によって2019年3月に設置された施設で、開設から5年8か月で入場者200万人を記録しました。コロナ禍にもかかわらず達成できたのは、インバウンド効果とともに、阿蘇カルデラを目的とする観光客の急増によるものと思われる。

入場者は、2022年35万5,000人、23年49万5,000人、今年の24年には54万人が予想されております。

す。

観光客の増加は、熊本県の発展に多大なる貢献となり、国際観光地としての熊本を世界に売り出す絶好の機会でもあります。

世界的に有名な阿蘇観光ですが、この人気を継続していくためには、忘れてはならない大きなものがあります。それは、阿蘇山観光の売りである火口を直接見ることができるといった体験は、危険との隣り合わせでもあると言えます。一たび噴火等による人身火山災害が発生したら、長年かけて築き上げてきた安全神話も根底から崩れ去り、それを取り返すことは至難の業となるのは明白であります。

安全、安心は、観光の大前提であります。噴火は自然現象ですので、それを防ぐことはできません。また、その噴火を伴う火山がなければ、阿蘇観光の魅力と発展は考えられません。

かつて噴煙で火口立入り規制が実施されたときの観光フレーズは、生きている阿蘇を見に行こうでした。火山と共生した安全、安心の阿蘇観光を世界にPRしていかなければならないと考えています。

死者58人、行方不明者5人を出した2014年9月27日の御嶽山噴火災害から10年目を迎え、信濃毎日新聞は、長野県内外の犠牲者の遺族らを対象にしたアンケートの結果をまとめました。

その中で、火山防災で国や県に強化してほしいことは、異変を知らせる情報伝達の体制づくり、観測・監視体制、気象庁、研究機関、地元の連携というのが上位を占めておりました。自由記載では、県主導で設立された御嶽山ビジターセンターを評価する声が多く寄せられました。

このビジターセンターは、長野県が、2017年2月に、長野県火山防災のあり方検討会報告書で、木曽町と王滝村、そして長野県での基本構想とし

て決定されたものです。

設置の目的は、噴火記録と教訓の伝承、登山者が安全に登山できるよう、適時適切な情報の提供、修学旅行や社会見学などに利用し、正しい火山防災知識を学び、体験できる場所の提供、火山と共生した地域づくりの拠点確立等が挙げられております。

県内では、国が阿蘇山上ビジターセンターを開設しています。また、阿蘇市、高森町、南阿蘇村、阿蘇くじゅう国立公園管理事務所、阿蘇火山博物館、自然公園財団阿蘇支部、熊本県で構成する阿蘇山上ビジターセンター運営協議会が設置され、阿蘇山上ビジターセンターの適切な利用及び円滑な運営を図っております。

しかし、最近の観光客の増加、特に外国人観光客の増加への防災対策が心配されております。さらには、御嶽山噴火災害の教訓を踏まえ、私は、次のような阿蘇山火山防災対策を行ってはどうかと考えております。

まず、噴火時の避難先について、阿蘇市地域防災計画書では、避難促進施設として阿蘇山上ターミナルを指定してありますが、激増する阿蘇観光客の非常災害時収容人員を確保するため、阿蘇山上ビジターセンターの追加指定も必要になると考えます。

次に、異変を知らせる非常警報用広報スピーカー等の設置や外国人観光客への対応を踏まえたスマートフォン等への非常通報システムの構築、さらには、火口周辺、草千里周辺の広域モニターカメラの設置に加え、非常時の観光客や登山者の状況把握にデジタル技術を活用することも重要と考えます。

その上で、将来的には、阿蘇山上ビジターセンター、震災ミュージアム、旧立野小学校防災施設を東西に結ぶ阿蘇カルデラ東西観光防災ラインと

して整備していくことが理想であると考えます。

日本列島には110の火山が集中しております。自然災害、特に火山噴火は予知するのが困難です。

私たちは、火山から豊かな土壌、温泉といった自然の恵みを授かって、農林業や観光を営み、暮らしや文化を育んできました。ただ、その恩恵は、噴火という驚異と隣り合わせであることを忘れてはならないと思います。そのためには、防災に対する正しい知識を備え、万全の体制で世界中の観光客を熊本に迎えたいと思います。

以上のことを踏まえ、阿蘇山観光の防災対策の推進に向けた阿蘇山上ビジターセンターの避難促進施設としての追加指定やデジタル技術を活用した阿蘇山の非常時情報の発信と把握について、知事公室長にお尋ねします。

〔知事公室長内田清之君登壇〕

○知事公室長(内田清之君) 阿蘇山上は、本県にとって重要な観光資源の一つであり、中岳火口や草千里などには、国内外から多くの観光客が訪れています。

阿蘇は、火口近くまで観光客や登山者が近づくことができるという魅力がある一方、活火山であり、観光客等の安全をいかに確保していくか、そういう点が非常に重要でございます。

議員御指摘のとおり、阿蘇山上における観光客等の安全を確保するためには、避難施設の充実が不可欠です。

県では、国立公園満喫プロジェクトの取組の一つとして、国や阿蘇市と連携し、中岳火口見学エリアに退避ごう等を整備するなど、観光客等が噴火直後の噴石等から身を守るための対策に取り組んでおります。

そのような中、現在阿蘇山上ターミナルが避難促進施設として指定されていますが、観光客の増

加を見据えれば、阿蘇山上ビジターセンターが位置する草千里周辺における追加指定の必要性も高まっていると認識しております。

避難促進施設の指定には、施設が所在する阿蘇市において地域防災計画に定めるとともに、施設管理者等において避難確保計画を作成する必要があると認識しております。

県といたしましては、阿蘇市や阿蘇山上ビジターセンターの施設管理者等の意向を踏まえた上で、計画策定の支援を通じて、避難体制の確保を後押ししたいと考えております。

次に、デジタル技術を活用した阿蘇山上の非常時情報の提供と把握についてお答えいたします。

県では、気象庁や観光客の安全確保等を行っている阿蘇火山防災会議協議会と連携し、噴火警報や立入り規制情報をエリアメールやSNS、ホームページ等を活用して観光客に発信しております。

また、令和4年8月には、登山者向けアプリを運営する株式会社ヤマップと県警を含めた3者による連携協定を締結し、アプリの普及を通じた登山計画の事前届出や避難時の位置把握にも取り組んでおります。

さらに、近年、住民がSNSに投稿した災害情報を集約、分析するSNS情報収集サービスの活用にも積極的に取り組んでおります。このサービスの導入により、本年の出水期には、河川の増水や冠水した道路の映像等をリアルタイムで把握できたという成果も上がってきており、今後、火山防災情報の把握力向上にも期待をしているところでございます。

引き続き、新たなデジタル技術を活用した非常時情報の提供や把握手段の多重化を進め、阿蘇山上への観光客や登山者の安全を確保する取組を推進してまいります。

本年10月には、組織改正により、危機管理防災課を所管する知事公室に国際課が移管されました。その両課の相乗効果を発揮し、災害発生時における外国人避難者の情報収集や多言語での情報発信等、在住外国人の皆さんの支援に加え、海外からの観光客の防災対策にも一層力を入れて取り組んでまいります。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 知事公室長に答弁いただきました。

観光客の増加、特に外国人が増加し、山上ビジターセンターが位置する草千里周辺における避難促進施設の追加指定の必要性が高まっているという認識をされておられます。また、県では、阿蘇市や阿蘇山上ビジターセンターの意向を踏まえた上で、避難体制の確立を後押ししたいとのことであります。

県では、気象庁や阿蘇火山防災協議会と連携し、噴火警報や立入規制情報をエリアメールやSNS、ホームページ等を活用して観光客に発信しているとのことでした。

さらには、登山者向けアプリや住民がSNSに投稿した災害情報を集約及び分析を行い、SNS情報収集サービスの活用にも積極的に取り組んでいくということでした。新たなデジタル技術を活用した非常時情報の提供や把握手段の多様化を進め、阿蘇山上への観光客や登山者の安全を確保する取組を推進していくということでした。

また、本年10月の組織改正により、危機管理防災課を所管する知事公室に国際課が移管され、両課の相乗効果により、海外からの観光客の防災対策にも一層取り組んでいくとのことでした。

万全な体制で、世界中から来られる観光客を安

心、安全で迎えたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後の質問になります。

阿蘇地域の農業問題についてでございます。

本県は、全国有数の農業県であり、基幹産業である農業の発展が熊本の成長につながると考えております。

農林水産省生産農業所得統計によれば、令和2年農業産出額が全国で5位、生産農業所得は全国3位であることから、その重要性については、皆さんも御承知のとおりだと思います。

さらに、農業につきましては、産業としてでなく、地下水の保全といった生活インフラにも寄与しているところであります。

特に、広大な草原につきましては、田畑や森林などの水が浸透しやすい土地、涵養域の中でも、より優れた水源涵養機能を有していることが指摘されております。

この地下水につきましては、飲料水としてだけでなく、農業者が農業を行うために必要不可欠な資源であります。この涵養域の減少や台湾の大手企業、TSMCの進出により大量の地下水が必要なことから、涵養量の低下、水位の低下が最も懸念されております。

阿蘇地域においても、かんがい用に地下水を利用していることから、涵養量について、今後の動向に注視していこうと考えております。

このように、県民の生活にとって重要な農業ですが、農業を取り巻く現状は、非常に厳しいものがあります。

農業従事者の高齢化による労働力の低下、後継者不在に起因する農業耕作地の減少など、従来からの課題がますます心配な状況になっております。

数年前からの燃料、資材、肥料、飼料の高騰で

農業経営を圧迫しております。

農業産出額に占める品目別の割合の上位である米、畜産について、もう少し申しますと、今年の米については、農林水産省が取りまとめをし、10月18日に公表した令和6年産米の取引価格、数量、令和6年9月では、熊本県のコシヒカリ60キログラムが2万3,311円で、昨年産の1万5,237円と比較して8,074円の増加となっており、農業者からは、今年の米の価格が当然であり、後継者の意欲、励みになるとの声がある一方、今般の価格高騰による買い控えや将来の人口減少による米需要の減少など、今後の動向への不安の声も聞かれます。

畜産につきましては、今年の米と違い、子牛価格の下落や飼料等の多年高騰で二重苦の状況です。

本県の子牛の価格は、平成24年以降高値で推移し、年間平均では平成28年がピークで、黒毛和牛が78万8,000円で、褐毛和牛が73万7,000円でしたが、令和2年度第4四半期頃から再び価格が低下に転じました。

最新の子牛価格データでは、褐毛和牛については68万6,000円まで回復していますが、黒毛和種では、令和3年4月の82万2,000円が、令和6年9月には49万4,000円に、約6割まで下落しています。

先日の熊本県家畜市場での黒毛子牛平均価格は、雌で44万5,814円、去勢で59万1,164円でしたが、地元畜産農家に聞くと、飼育日数が増加する分、赤字が膨らんでいく状況とのことでした。

さきに触れましたが、大変優れた水源涵養機能を有している広大な阿蘇の草原を先人から受け継いで維持してきたのも農業者であります。畜産業を含めた農業の衰退は、草原の保全を困難とします。先日の記事でも、草原は地下水涵養に貢献と

大きく掲載されていました。

阿蘇地域における米及び畜産について、これからの担い手農家や高齢者農家の安定した所得の確保に向けた取組について、県の考えを農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 初めに、米についてお答えします。

阿蘇地域では、豊富な水資源により、古くから米の生産が盛んで、特に冷涼な気候を生かし、農薬を減らした米の栽培に地域を挙げて取り組んでおられます。

近年、環境や食の安全、安心に対する消費者の関心が高まっている中、県では、現状よりさらに農薬を減らすため、米の品質に最も影響をもたらす害虫に特化した防除方法を導入するなど、JAと連携して取り組んでいます。

また、JA阿蘇では、10月に温度や湿度を一定に保つことができる大型の米倉庫を整備されました。これにより、年間を通じて品質の良い米を出荷する体制が整い、消費者や取引先からの信頼が高まり、さらなるブランド力の強化が期待されています。

このような市場のニーズをしっかりと捉えた生産と販売は、阿蘇地域の米の評価を高め、安定した需要の確保と農家の所得向上につながるものと考えています。

次に、畜産についてお答えします。

阿蘇地域は、子牛を産む母牛が約1万2,000頭飼養される県内最大の肉用牛の生産地帯であり、広大な草原での放牧風景は、地域特有の景観を形成しています。

肉用子牛の価格が低迷し、飼料価格等が高止まりする中、草原を活用した放牧や牧草の生産は、コストの削減に有効な手段です。

そのため、県では、放牧している牛の管理のためのICT機器の導入や牧柵の整備、牧草の生産資材の購入等を通じ、放牧を支援しています。

このように、畜産経営に草原を利活用することは、草原の適切な保全にもつながっています。

また、優良な子牛の生産による販売価格の向上を図るため、満10歳以上の母牛から優れた若い雌牛への更新も支援しています。

さらに、経営安定対策として、国は、子牛の販売価格と再生産可能な価格との差額を補填する制度を措置しているところです。

阿蘇地域は、平成25年5月に世界農業遺産として認定されました。県では、市町村、農業団体など関係者と一体となって、草原を活用した持続的な農業の価値や農耕祭事などの文化の県内外へのPRとともに、阿蘇の農畜産物のブランド力の向上に取り組んでいるところです。

県としては、引き続き関係団体と連携し、米農家及び畜産農家の所得の向上と持続的な経営発展に向けて支援してまいります。

○議長(山口裕君) 岩本浩治君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 農林水産部長より答弁いただきました。

県では、JA阿蘇などの関係団体と連携し、米、畜産について、今後とも提案をしていきたいということでした。

また、特に阿蘇地域は、平成25年5月に世界農業遺産として認定され、県では、草原を活用した持続的な農業の価値などの県内外へのPRとともに、阿蘇の農畜産物のブランド力の向上に取り組み、引き続き関係団体と連携し、米農家及び畜産農家の所得向上と持続的な経営発展に支援していくとの答弁をいただきまして、大変ありがたく思

う次第でございます。

最後に、ＪＲ豊肥本線の複線化について要望をさせていただきます。

本年9月11日の熊日新聞紙上に、県と——残り時間がなくなりました。この要望につきましては、次の機会に、要望ではなくて質問をさせていただきたいと思います。

ちょっと目が最近悪うなりまして、午前中、参政党の高井さんからの——俺は、コロナの影響じゃないかなと思いながら、涙を拭き拭き、目を悪くしております。

本日は、最後まで御清聴いただきまして、次の機会に複線化については質問に……

○議長(山口裕君) 所定の時間を超過しておりますので、質問を終結願います。

○岩本浩治君(続) 変えさせていただきます。

(拍手)

○議長(山口裕君) 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明6日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第4号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時15分散会

